

管内概況

令和3年版



国土交通省

九州運輸局 福岡運輸支局

目 次

I 福岡県の概況

1 地勢	1
2 福岡県の人口	1
3 福岡県の交通インフラ整備	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2

II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み	3
・福岡県における倉庫の概況	6
・旅客輸送の概況	7
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況	8
・貸切バスの概況	9
・レンタカーの概況	9
・タクシー輸送の概況	10
・トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会	13
・貨物事業の概況	13
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	15
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	18
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	28
・自動車整備事業の概況	29
・自動車の事故・公害関係の概況	30
・街頭検査の実施状況	31
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	32
・船舶関連事業の概況	36
・船舶登録の概況	37
・モーターボート競走の概況	38
・船舶検査業務の概況	39
・船員関係業務の概況	39
・船員労働安全衛生関係業務の概況	40
・海技資格及び水先関係業務の概況	41
・船員職業安定関係業務の概況	41
・運航労務監理官関係業務の概況	42
・外国船舶監督業務の概況	43
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	44

III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の概況	47
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	48
・若松海事事務所の沿革	49
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	50
3 管轄区域	51

福岡県の概況

1. 地勢

福岡県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、三郡山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。福岡、東京間880キロメートルに対して、福岡、上海間は890キロメートルとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は540キロメートルと、朝鮮半島や中国大陆に極めて近い位置にあります。福岡県の面積は、約4,987平方キロメートルで、全国29位の大きさです。（令和3年度）

2. 福岡県の人口

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、令和4年2月1日現在511万9,428人です。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村（令和3年4月1日現在）は地理的、歴史的、経済的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

3. 福岡県の交通インフラ整備

(1) 道 路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道が、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通（平成28年4月）しました。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されており、福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線（福岡高速5号線）が平成24年7月に全線開通し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されています。令和3年3月27日には平成28年度から整備が進んでいた福岡高速6号線（アイランドシティ線）が開通しました。

また、令和3年6月に令和3年度を計画初年度として（1）広域道路ネットワーク計画、（2）交通・防災拠点計画、（3）ICT交通マネジメント計画からなる「新広域道路交通計画」が策定されています。

(2) 鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されているほか、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業しました。長崎ルートについては、平成24年6月に武雄温泉～長崎間を一体的な事業として工事実施計画が認可され、概ね10年後の完成を目指し工事が進められています。

JR線は、国道3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、その外、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。

民鉄線としては、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、及び福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州（黒崎）から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されています。

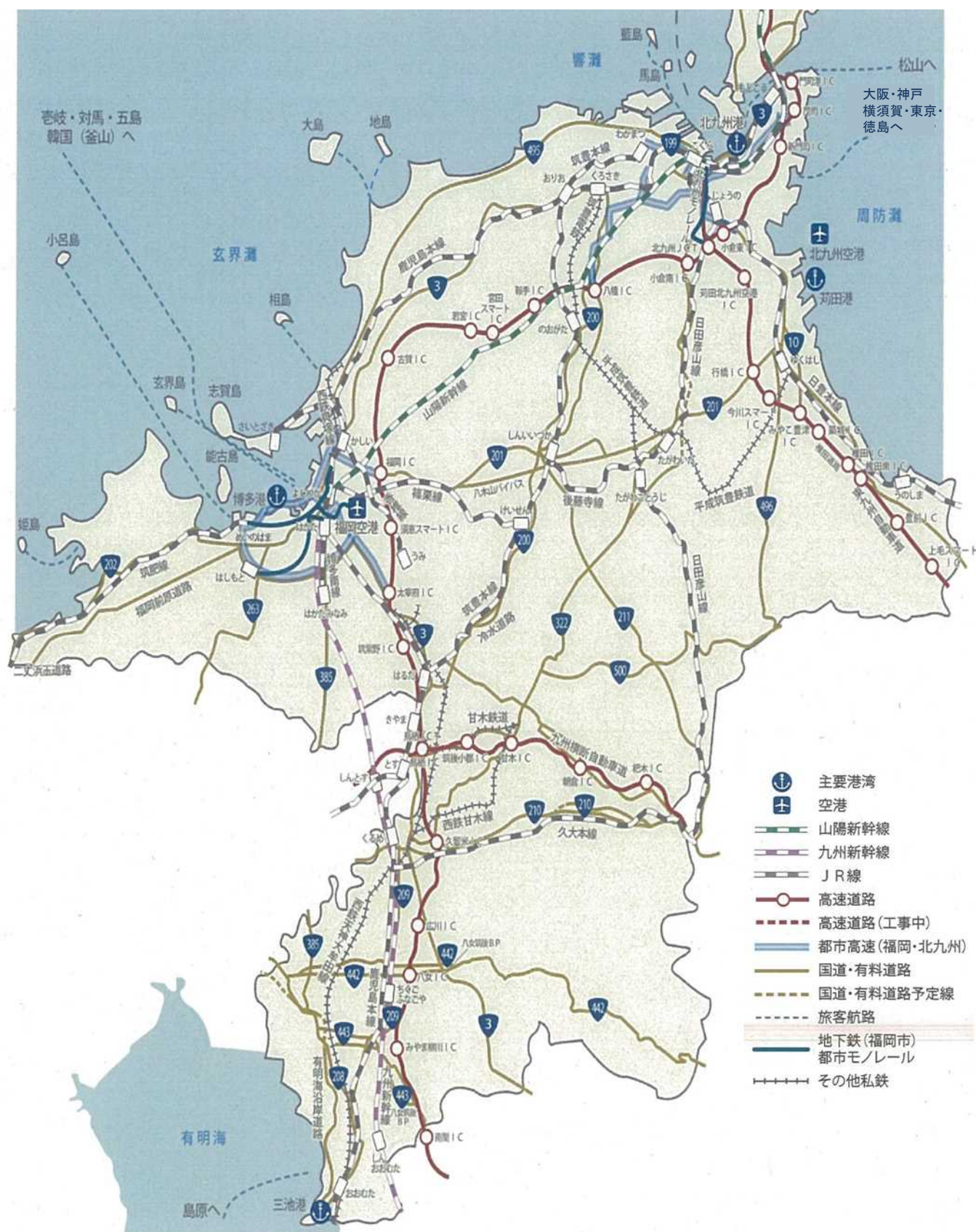
(3) 港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港はアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備されています。

また、福岡空港は国内線側の平行誘導路二重化事業が令和2年1月に完了し、現在は、滑走路増設事業に着手し令和7年3月31日の供用開始に向けて事業を実施されています。

福岡県における主要交通網の概況



福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み

企画調整担当

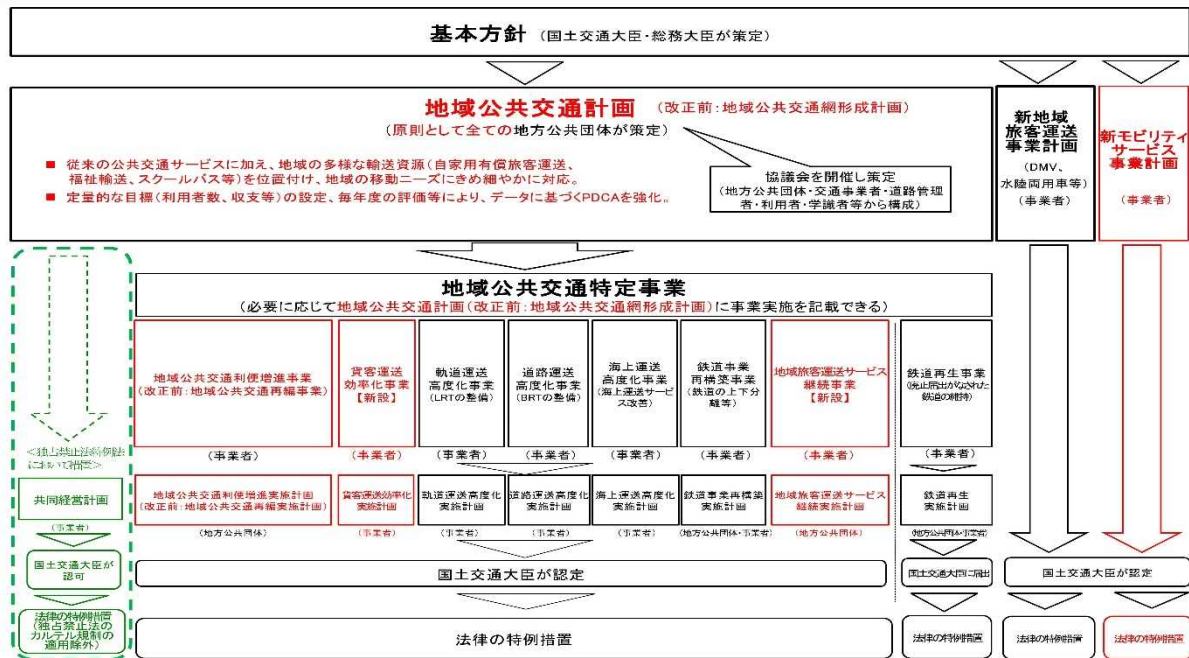
1. 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

現在、多くの地域で人口減少に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日に施行されました。

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム（改正後）

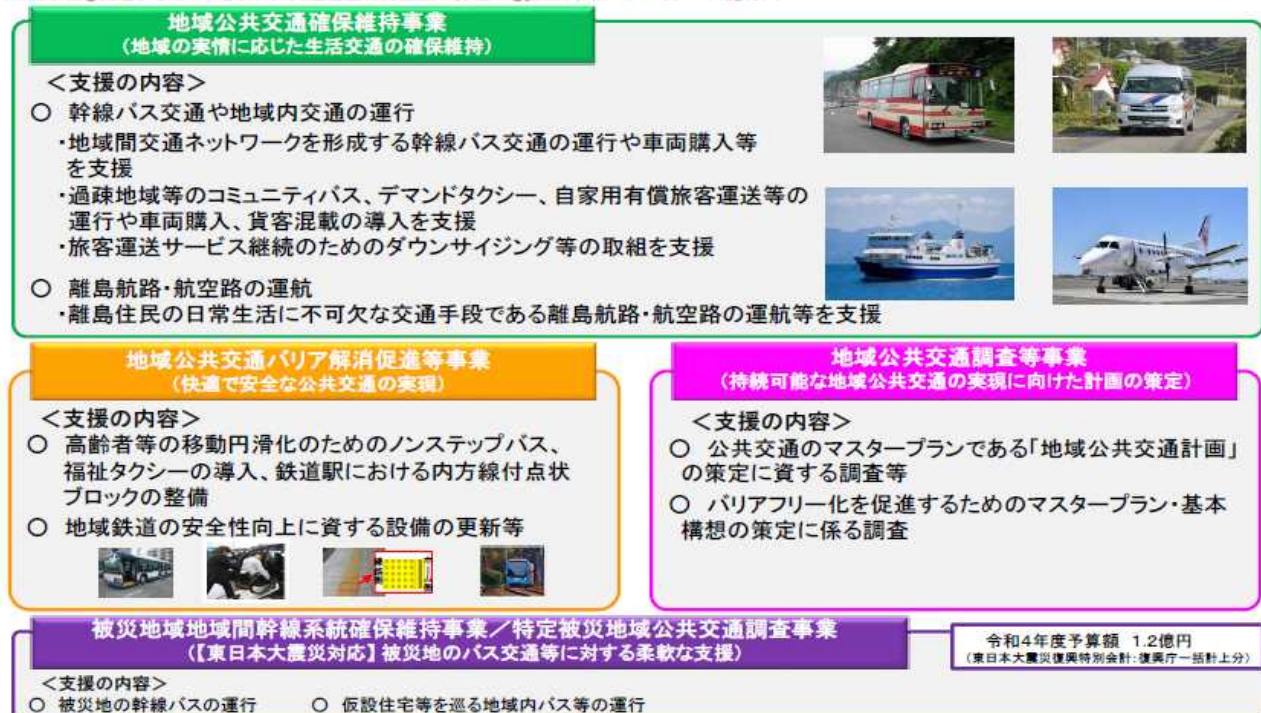
国土交通省



2. 地域公共交通確保維持改善事業

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援（上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化（令和2年11月27日施行））

令和4年度予算額
207億円（前年度比1.01倍）



3. 地域公共交通計画策定状況（全国）

■改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2021年12月末までに、671件の地域公共交通計画(旧地域公共交通網形成計画)が作成され、44件の地域公共交通利便増進実施計画(旧地域公共交通再編実施計画)が国土交通大臣により認定。また、2021年7月末までに、281自治体が地域公共交通計画及び立地適正化計画を両方作成。(参考:立地適正化計画作成都市数…398)

[illegible]

4. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁(参事官(外客受入担当))：27億円

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■ 基本的ストレスフリー環境整備				サーモグラフィ等の導入 
無料Wi-Fiの整備 	案内表示の多言語化 	タブレット端末の整備 	決済端末等の整備 	DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※) 
■ バリアフリー環境整備				混雑状況の「見える化」 
客室のバリアフリー化 	浴室のバリアフリー化 	食堂の段差の解消 	トイレのバリアフリー化 	※これに付随する宿泊情報管理システム等を含む 

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

【補助率】 $1/2$ 、 $1/3$ 等

5.ポストコロナの移動需要を取り込むための公共交通等の高度化の推進

令和4年度当初予算 0.73億円

- ポストコロナにおける回復する移動需要を公共交通等で取り込むためには、
 - コロナ禍や社会経済情勢の変化により変容した利用者のニーズに的確に対応する
 - 移動の利便性を向上させる ことが重要。
- 一方、移動需要自体がコロナ前の水準に戻らない予測もされているなか、地域の公共交通を維持していくためには、
 - デジタル化を通じた移動サービス全体の効率化、高度化を図ることも重要。

変容した利用者のニーズへの対応 デジタル化を通じた移動サービスの効率化

- ICカードやQRやタッチ決済、顔認証等の新たな決済手段の導入支援
 - ✓ 決済データ蓄積によりサービスの高度化を可能にし、接触を回避するという変容したニーズに対応
- シェアサイクルや電動キックボード、グリーンスローモビリティ等の新しいモビリティの導入支援
 - ✓ カーボンニュートラルに資するほか、ラストワンマイルの移動ニーズにきめ細やかに対応可能。パーソナリティの高い移動を求めるニーズに対応
- AIオンデマンド交通の導入支援
 - ✓ 地域において導入されているデマンド交通に対して、AIを用いたシステム導入によりルートや配車、さらには経営を合理化
- 交通情報のデータ化、混雑情報を提供するシステム等の導入支援
 - ✓ DXによる経営やサービスの効率化、高度化



公共交通等の面的な利便性向上

- 積極的に面的な移動サービスの利便性向上、高度化に取り組む事業者への支援
- 新モビリティサービス事業計画の策定、評価に取り組む事業者への支援
 - ✓ 地方公共団体、事業者が密接に連携して面的に高度なMaaSの取組について、官民が連携して取組を実施することで、移動の高度化やスーパーシティ／スマートシティを実現

【参考】ウィーンの事例

- ・WIENER LINIEN（ウィーン市交通局）が、U-Bahn（地下鉄）、トラム、バスを一体的に運営。
- ・年間定期券により、近郊鉄道も含めた乗り放題サービスを提供。
- ・デジタルチケット管理機能を持ったMaaSアプリも存在。



出典:2021/4時点 WIENER LINIEN HP

6. 公共交通利用環境の革新等

観光庁(参事官(外客受入担当)):1百万円

※令和3年度補正予算事業(約100億円の内数)も活用

- 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備(3点以上)



※通常は整備が想定されない場合(例:②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。

※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

✚ (あわせて⑥～⑨を支援可能)

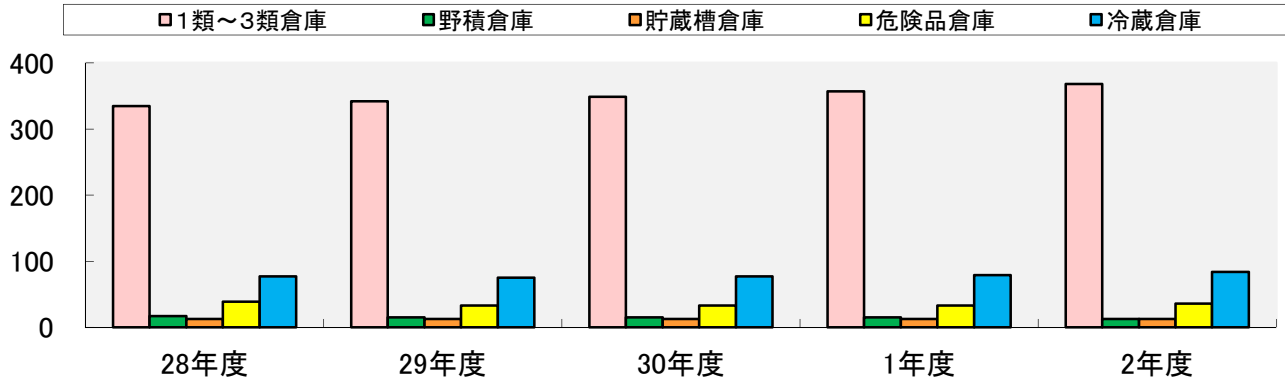


福岡県における倉庫の概況

総務企画担当

県内の令和2年度末の事業者数は、普通倉庫430社、冷蔵倉庫84社で、それぞれ前年度比約103%、約106%となっている。庫腹量は、1～3類倉庫3,236千㎡、野積倉庫227千㎡、貯蔵槽倉庫626千㎡、危険品倉庫128千㎡、冷蔵倉庫2,817千㎡であり、九州管内における県内庫腹量のシェアは1～3類倉庫は約6割、冷蔵倉庫は約5割となっている。

1. 福岡県事業者数



	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	前年度比
1類～3類倉庫	335	342	349	357	368	103.08%
野積倉庫	17	15	15	15	13	86.67%
貯蔵槽倉庫	13	13	13	13	13	100.00%
危険品倉庫	39	33	33	33	36	109.09%
冷蔵倉庫	77	75	77	79	84	106.33%

2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千㎡)

	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
1類～3類倉庫	2,809	2,912	2,992	3,104	3,236	61.65%	5,249
野積倉庫	287	276	276	276	227	31.31%	725
貯蔵槽倉庫	501	627	627	627	626	30.46%	2,055
危険品倉庫	163	117	127	128	128	36.99%	346

(単位: 千㎡)

	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
冷蔵倉庫	2,131	2,299	2,553	2,642	2,817	50.87%	5,538

3. 保管実績

(1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

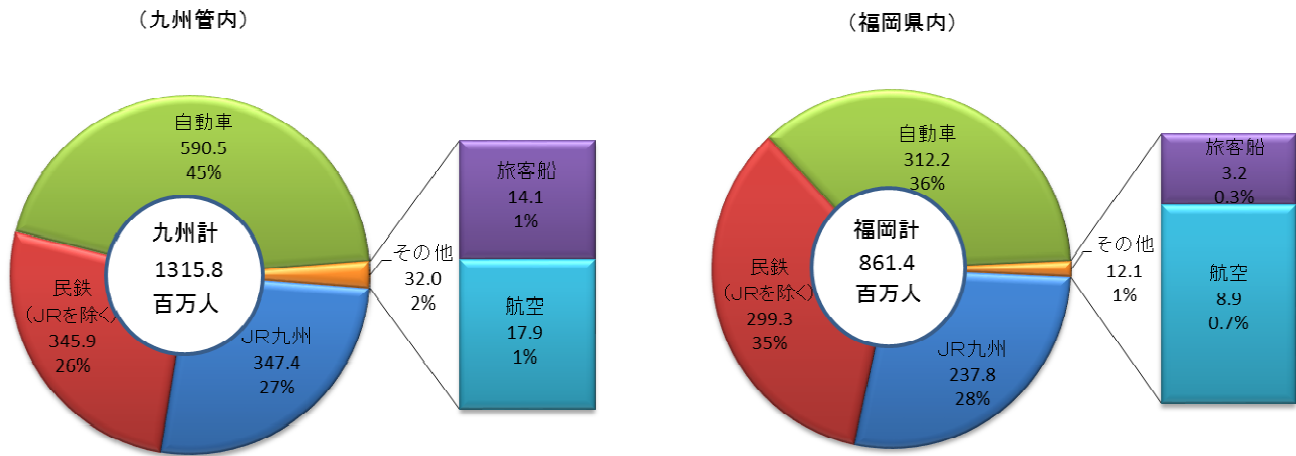
	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
農水産品	1,733	1,895	1,674	1,836	1,703	25.53%	6,670
金属	751	961	848	844	711	10.11%	7,036
金属製品機械	936	1,301	1,323	1,486	1,576	75.33%	2,092
窯業品	49	77	45	77	70	81.40%	86
化学工業品	1,343	1,582	1,727	2,060	1,443	41.89%	3,445
紙・パルプ	581	590	1,315	606	555	51.53%	1,077
繊維工業品	73	71	194	52	58	66.67%	87
食料工業品	2,046	2,519	2,168	2,629	2,814	62.83%	4,479
雑工業品	881	912	762	986	1,392	80.00%	1,740
雑品	2,423	4,664	4,499	4,560	4,980	46.22%	10,774

(2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

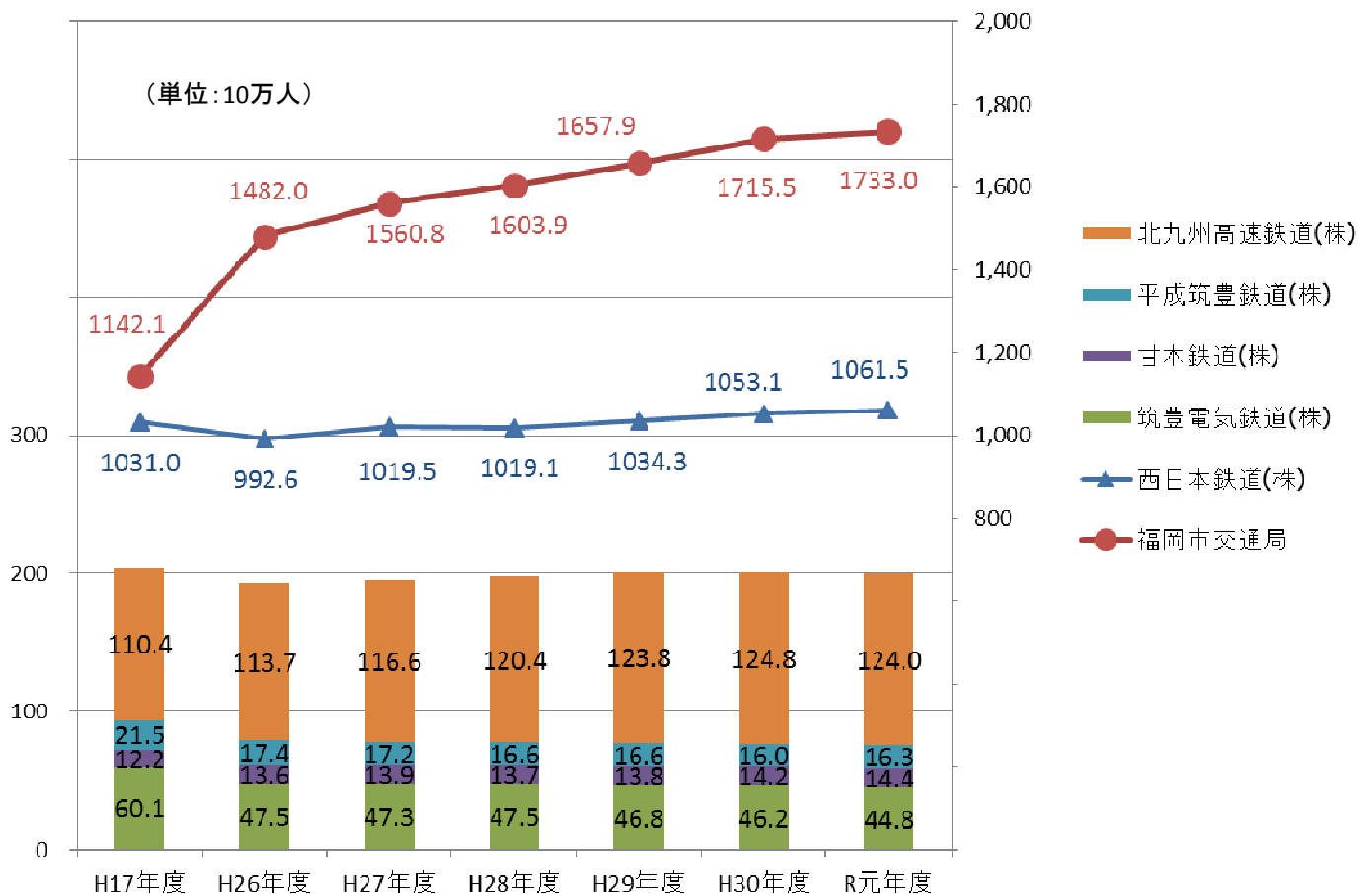
	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
生鮮水産品	8	20	16	17	16	76.19%	21
冷凍水産品	209	229	182	168	166	31.74%	523
塩干水産品	53	63	52	47	42	57.53%	73
水産加工品	32	56	40	40	48	62.34%	77
畜産品	149	198	161	152	135	31.18%	433
畜産加工品	201	148	126	119	111	44.40%	250
農産品	89	82	72	68	58	32.40%	179
農産加工品	74	148	125	134	92	54.76%	168
冷凍食品	436	559	480	512	587	75.35%	779
その他	79	97	97	92	73	50.34%	145

1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料:国土交通省旅客地域流動調査(令和元年度)

2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)



(注)甘木鉄道は、佐賀県分も含む

資料:「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

乗合バスの概況

輸送担当

県内に本社を置く乗合バス事業者(主に、コミュニティバスのみの運行をする乗合バス事業者は除く)は15社で、車両数2657両を保有し、令和2年度には203,714千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、以降はモータリゼーションの進展や地下鉄をはじめとする都市新交通の拡充、交通渋滞に伴う定時性確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、減少傾向にあったが、近年においては下げ止まりとなっている。

ICカードや割引券の導入、バス停の上屋設置や多言語表記のといった利用促進の他、福岡市においては平成28年8月には連接バスの運行を開始しており、輸送の効率化を図ることで運転手不足への対策を行っている。

また、交通信号と連動した都市新バスシステムやバス接近表示システム、公共車両優先システム(PTPS)等を導入することで、走行環境改善と利用者利便の向上に努めている。

地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、生活交通確保のためにコミュニティバスや乗合タクシー等の導入が進んでいる。

1. 乗合バス輸送数量等の推移

年度別	車両数 (両)	路線キロ (km)	輸送人員 (千人)	実車キロ (千キロ)	営業収入 (千円)
H12年度	3,316	8,026	295,353	183,510	63,694,791
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H26年度	2,962	15,581	272,819	162,743	53,949,412
H27年度	2,978	15,350	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	15,768	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	16,054	275,056	151,328	55,943,815
H30年度	2,859	16,133	272,541	149,152	57,535,603
R1年度	2,823	14,371	269,139	142,250	53,387,025
R2年度	2,657	14,969	203,714	121,836	35,754,917

2. 県内事業者の概況

(令和3年3月末現在)

事業者名	所在地	車両数 (両)	路線キロ (km)	輸送人員 (千人)	実車走行 (千km)
北九州市	北九州市	95	191	3,867	2,833
西日本鉄道(株)	福岡市	1,618	4,970	134,629	77,255
堀川バス(株)	八女市	34	163	426	1,107
JR九州バス(株)	福岡市	66	1,235	1,150	4,074
九州急行バス(株)	福岡市	45	173	259	2,697
(株)甘木観光バス	朝倉市	12	43	163	376
西鉄バス久留米(株)	久留米市	84	387	3,984	4,350
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	31	240	1,339	1,806
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	73	351	2,387	3,705
西鉄バス宗像(株)	宗像市	27	229	1,144	1,262
西鉄バス二日市(株)	筑紫野市	66	220	2,804	2,460
西鉄バス北九州(株)	北九州市	487	771	45,009	19,174
(株)ロイヤルバス	福岡市	7	1,674	6,540	339
(株)天領バス	福岡市	6	3,588	2	135
(株)森山	福岡市	6	736	11	263

県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)
(本社 佐賀県唐津市)
配置車両数 (県内)
(乗合) 103両
(貸切) 32両

志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円の路線と唐津～博多間の運行

- 西鉄バス佐賀(株)
(本社 佐賀県佐賀市)
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として小郡市を運行

貸切バスの概況

輸送担当

管内の貸切事業者は、123者(令和2年度末現在)であり、昭和55年に642両であった保有車両が令和2年度末では1,720両に増加している。

貸切バス事業では、平成12年2月に需給調整規制の廃止と免許制から許可制への移行が盛り込まれた改正道路運送法が施行され、レジャー、研修、旅行等の国内需要における利用者ニーズの拡大や多様化、高速道路の整備、車両の高級化等に加え、訪日観光客によるインバウンド需要も相まって、事業者数、車両数ともに大幅に増加し、事業を取り巻く景況環境はますます厳しさを増している。

こうした中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止や適正な運賃の収受に向けた取り組みが行われ、平成28年6月には「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、許可更新制の導入や、貸切バス適正化センターを新たに立ち上げ民間指定機関による適正化のための巡回指導を行うなど、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための施策を実施しているところである。

貸切バス車両数の推移

	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
事業者数	13	36	57	114	129	127	134	128	125	128	123
車両数	642	850	1,144	1,430	1,559	1,865	2,068	2,169	2,170	1,972	1,720

※事業者数は、県内に営業所を有する事業者で県外本社の事業者を除いている。
事業者数には休止事業者及び限定(会葬者)は含まない
※令和1年度の事業者数は、昨年掲載より修正を行っている。

レンタカーの概況

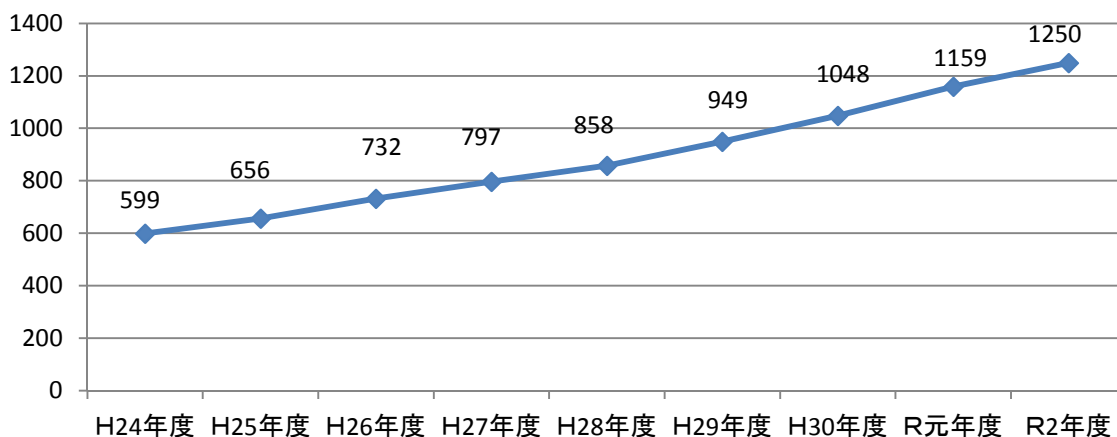
輸送担当

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行っている。

レンタカーの事業者数の推移



県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数256社、個人タクシー事業者数1,843名（昨年度比69者減）、福祉専門事業者数231社となっている。一般タクシー車両数は、法人タクシー事業者が8,792両（昨年度比237両減）、個人タクシー1,843両の合計10,635両（昨年度比233両減）となっており、平成21年度から令和2年度までの間に法人タクシー車両数は2,262両減少し、個人タクシーは692両減少している。福祉車両については、法人タクシー事業者が125両と福祉専門事業者が334両の計459両となっている。

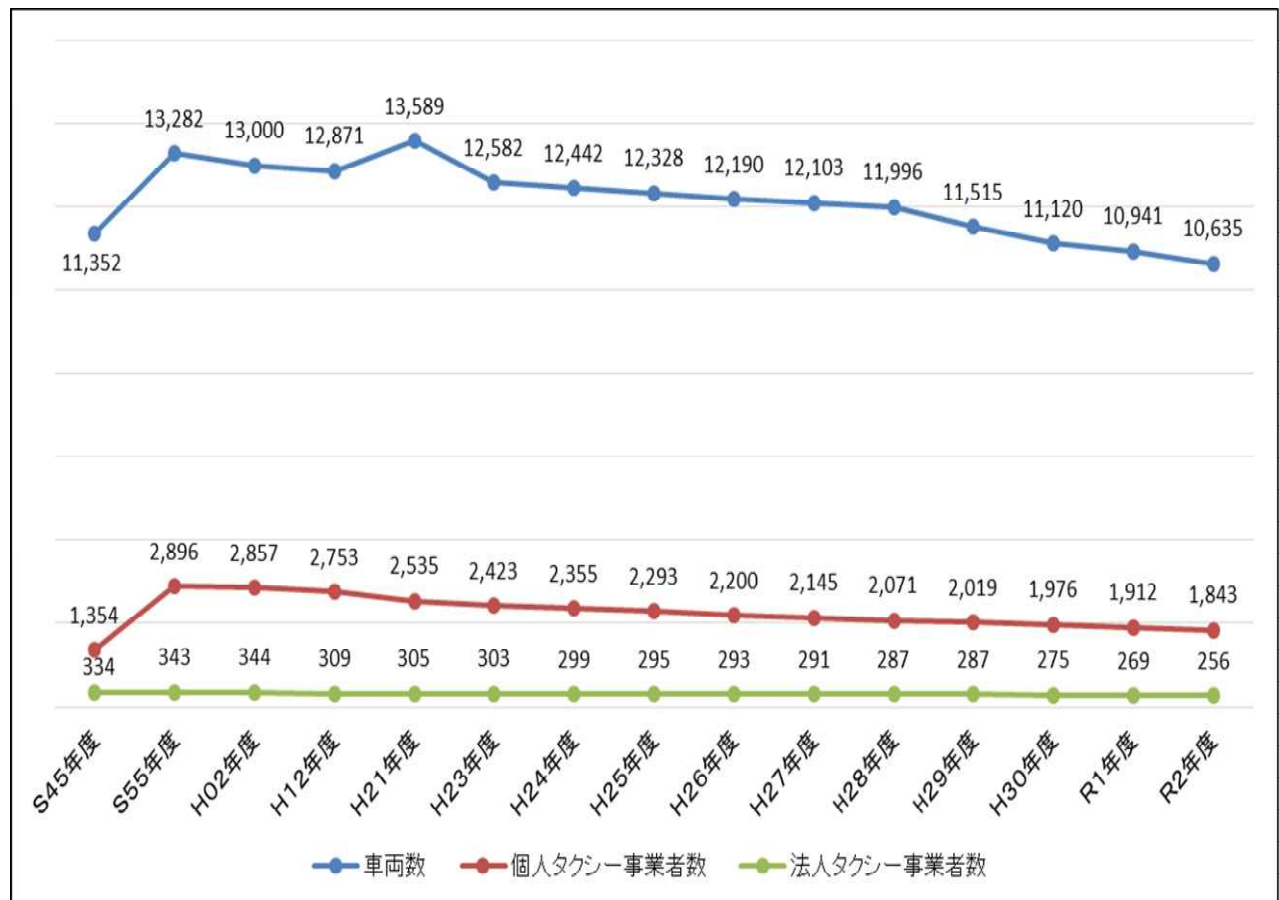
タクシー事業では、長期的な需要減少により収益基盤の悪化や労働条件の悪化等の諸問題が顕著となったことから、平成21年10月1日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、平成25年11月27日に改正が行われ、対策が講じられている。

福岡県内では、この改正特措法に基づき「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「久留米市」が特定地域に、「筑豊交通圏」・「大牟田市」が準特定地域に指定され、各地域でタクシー事業に関する諸問題解決のための地域計画を策定し、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入やキャッシュレス化など、様々な適正化・活性化の取り組みが行われている。

なお、「大牟田市」は平成30年10月1日に準特定地域の指定が解除されたが、令和2年10月1日に再び準特定地域に指定されている。また、「久留米市」は令和2年4月1日に、「北九州交通圏」は令和3年8月1日に、「福岡交通圏」は令和3年11月1日に、それぞれ特定地域から準特定地域に指定が変更されている。

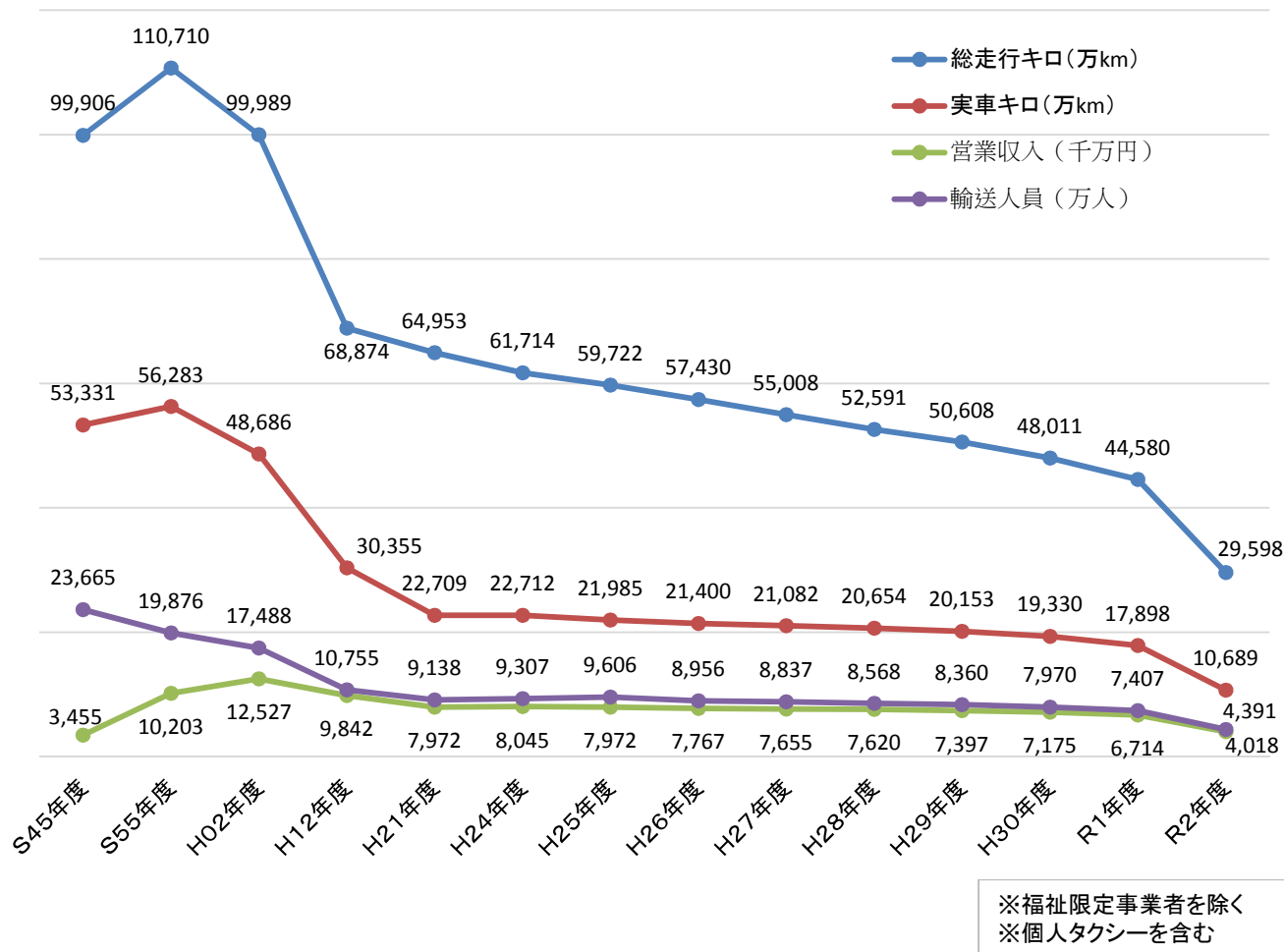
※事業者数には休止事業者数も含んでいる。

1. タクシー事業者数・車両数の推移



※福祉車両を除く。

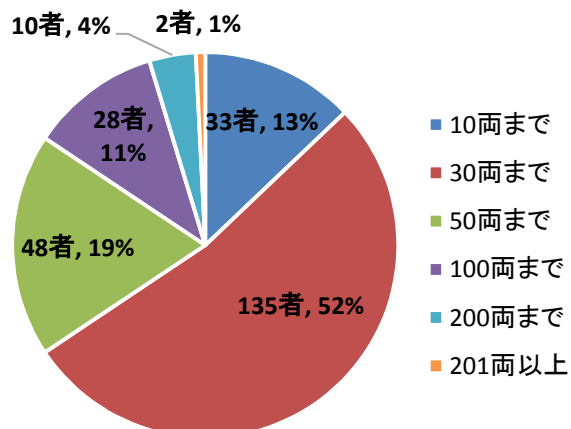
2. タクシー輸送実績の推移



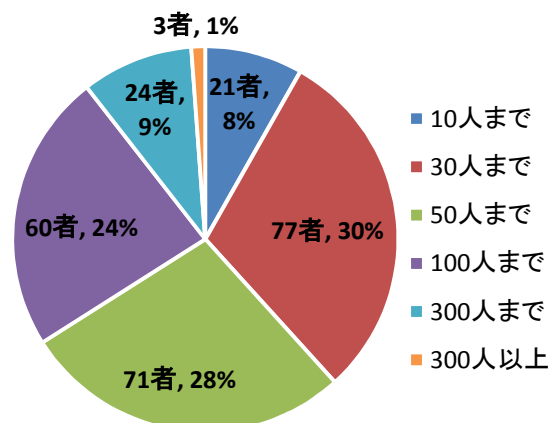
3. 規模別タクシー事業者数（法人256者）

令和3年3月31日現在

保有車両数別事業者数



従業員数別事業者数



4. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

令和3年3月31日現在

営業区域別	当該地域に 営業所を置く 法人タクシー 事業者数※1	法人タクシー 車両数 (福祉車両を除く)	福祉輸送事業 限定事業者数	法人タクシー 事業者の 福祉車両数
		個人タクシー 車両数		福祉輸送事業 限定事業者の 福祉車両数
福岡交通圏	100	4,387 1,457	76	59 113
北九州交通圏	64	2,332 299	40	38 71
久留米市	25	500 76	19	11 21
大牟田市	7	134 11	16	0 19
宗像交通圏	7	188 -	5	2 7
筑豊交通圏	16	374 -	10	5 13
うきは市	3	37 -	0	2 0
小郡市	3	38 -	2	0 4
筑後市	3	53 -	3	0 4
柳川市	4	68 -	6	0 10
大川市	2	24 -	0	0 0
八女市	5	63 -	8	2 10
朝倉郡筑前町・東峰村	4	18 -	1	0 1
嘉麻市	4	38 -	1	1 2
嘉穂郡桂川町	2	22 -	2	0 3
朝倉市	6	46 -	2	0 5
三井郡大刀洗町	1	3 -	0	0 0
三潞郡大木町	2	9 -	0	0 0
八女郡広川町	1	8 -	0	0 0
みやま市	4	39 -	1	1 1
田川交通圏	2	152 -	23	1 24
京築交通圏	12	259 -	16	3 26
合計	277	8,792 1,843	231	125 334

※1 複数の区域に営業所を持つ事業者は複数カウントしている。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会

輸送担当

トラック運送事業においては、長時間の荷待ち時間・荷役時間のため長時間労働が蔓延化している実態があり、事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主等を交えた協議会を設置し、長時間労働の抑制及び取引環境の改善に取り組むこととなり、平成27年5月20日に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、各種課題解決に向けての協議が行われることとなった。

福岡県では福岡労働局、公益社団法人福岡県トラック協会と共同して、平成27年8月4日に標記協議会を設立し、現在までに11回開催している。令和3年3月18日に開催される予定だった第11回会議は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から書面開催に変更し開催された。

貨物事業の概況

輸送担当

福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

昭和62年度からは内需拡大を要因として、また平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより事業者数・車両数とも大幅な増加傾向を示していたが、近年は微増傾向となっている。

ドライバー不足の深刻化により、物流の効率化や生産性の向上、労働環境の改善が喫緊の課題となっており、改善に向けた取組の一環として、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款の改正が行われた。また、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の一部が改正され、トラック運送業の健全な発達とトラックドライバーの労働条件の改善等を図るための施策が講じられると共に、令和2年4月にはトラック運送事業が国民生活と経済を支えその機能を持続的に維持していくための指針となる「標準的な運賃」が告示された。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般	1,056	1,442	1,981	2,241	2,428	2,978	2,959	2,607	2,605
軽貨物		3,779	5,848	6,437	6,000	6,013	6,212	6,426	7,421
特積み	28	33	37	39	48	71	75	74	76
特定	89	72	50	40	22	23	15	11	8
霊柩	56	93	145	159	155	187	184	182	178
軽霊柩		116	91	70	65	43	45	44	47

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般	17,557 (1,957)	39,599 (3,985)	54,466 (963)	56,798 (515)	52,340 (559)	62,125 (880)	63,354 (880)	65,279 (420)	65,640 (454)
軽貨物		6,420 <116>	8,703 <91>	9,332 <70>	9,643 <65>	10,198 <48>	10,837 <48>	11,524 <47>	12,765 <45>
特定	1,363	782	327	231	187	294	184	52	54
霊柩	120	245	468	513	513	635	684	650	612

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である

軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3. 規模別事業者数（一般・特定）

福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が349者、6両～30両が1,273者となっており、小規模事業者が大部分を占めている。その構成比は、6両～30両の事業者が全体の半分以上を占めており5両までを含めると約77%を占める。
また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,522者と全体の約73%となっている。

規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,094 社 内特定8社）

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者

令和3年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	349	1,273	221	168	51	27	6	2,094
百分率	16.67%	60.79%	10.55%	8.02%	2.43%	1.29%	0.29%	100%

従業員数別（総計 2,094 社 内特定8社）

	1～10人	11～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	699	823	289	177	73	17	16	2,094
百分率	33.38%	39.30%	13.80%	8.45%	3.49%	0.81%	0.76%	100%

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

なお、貨物自動車運送事業者は（営）の表示が義務付けられている。

令和3年12月末現在

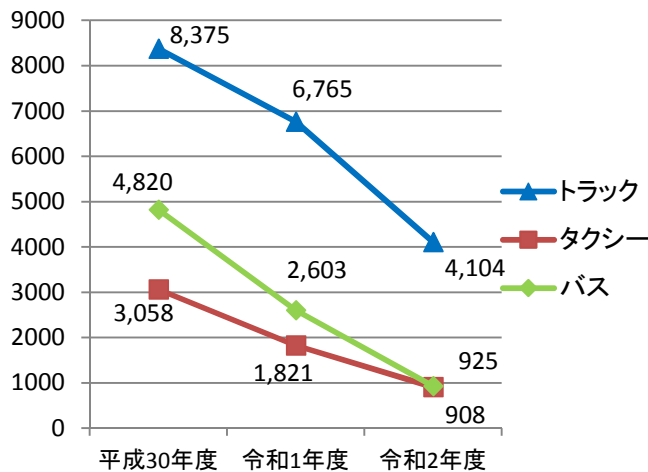
		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者数	185	261	75	106	627
	車両数	1,221	979	398	553	3,151
採石業	使用者数	5	14	5	2	26
	車両数	8	37	6	7	58
砕石業	使用者数	3	15	1	5	24
	車両数	7	35	1	13	56
砂利採取業	使用者数	3	2	0	2	7
	車両数	3	4	0	5	12
砂利販売業	使用者数	200	190	221	119	730
	車両数	326	258	380	165	1,129
建設業	使用者数	200	311	111	185	807
	車両数	379	618	222	328	1,547
その他	使用者数	25	29	12	23	89
	車両数	55	42	22	28	147
計	使用者数	621	822	425	442	2,310
	車両数	1,999	1,973	1,029	1,099	6,100

輸送の安全確保は、運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は令和3年3月に、令和7年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数225人以下、人身事故件数16,500件以下、飲酒運転ゼロを目標に「事業用自動車総合安全プラン2025」を公表し、事故防止対策を強力に推進している。自動車運送事業者監査では、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分を行い、輸送の安全確保を図っている。

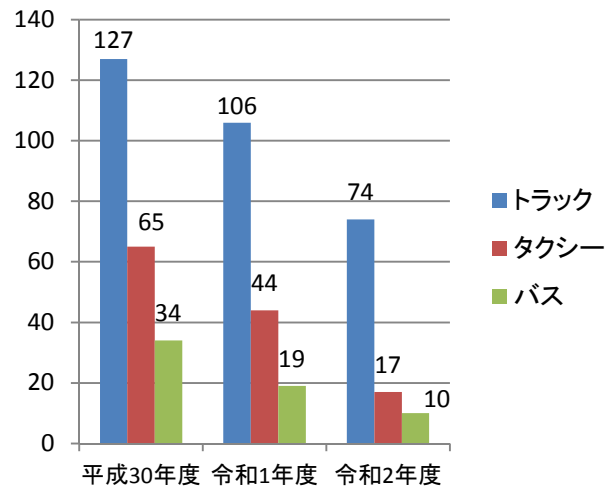
また、事故防止については事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づき評価や助言を行っている。

自動車運送事業者行政処分件数別推移

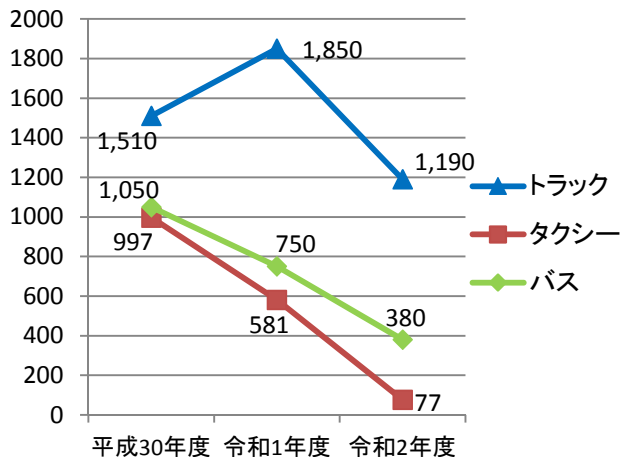
延停止日車数(九州運輸局全体)



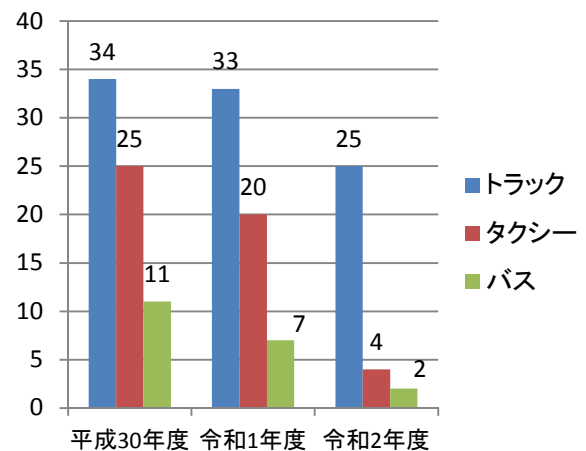
処分件数(九州運輸局全体)



延停止日車数(福岡運輸支局)



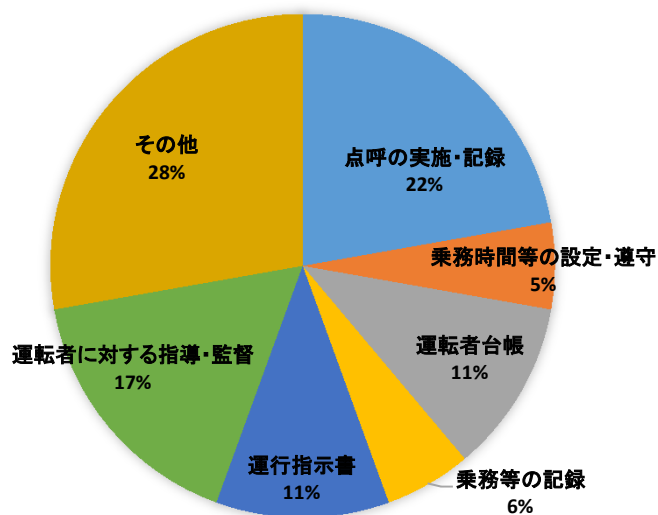
処分件数(福岡運輸支局)



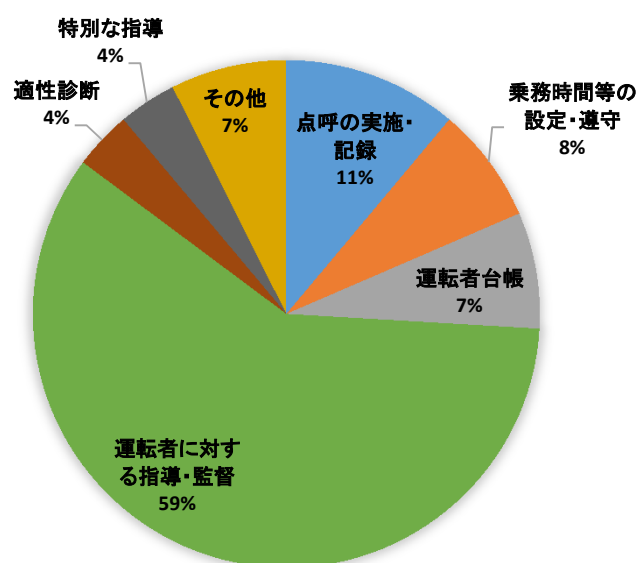
違反項目別行政処分件数(令和2年度)

- ・ バス、タクシーとも共通して点呼の実施・記録、運転者の指導・監督に関する項目の違反が多い。
- ・ トラックに関しては、点呼の実施・記録に関する項目の違反が特に多い。

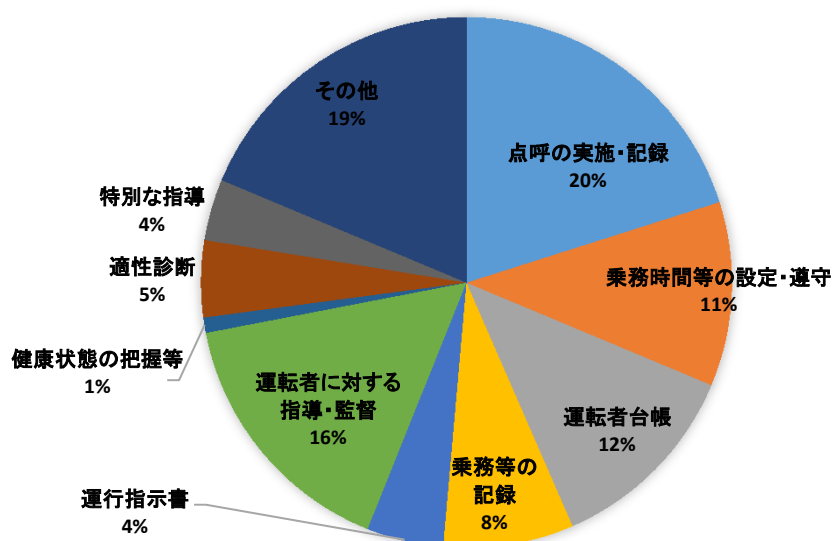
バス



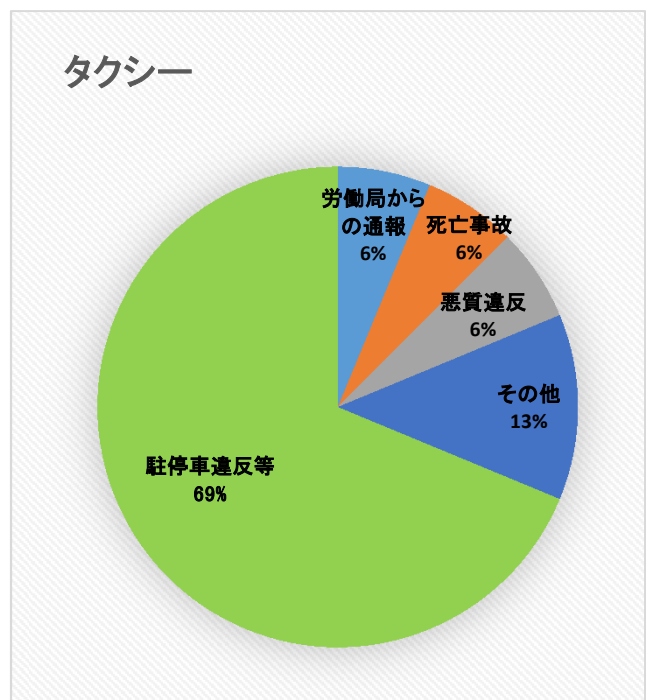
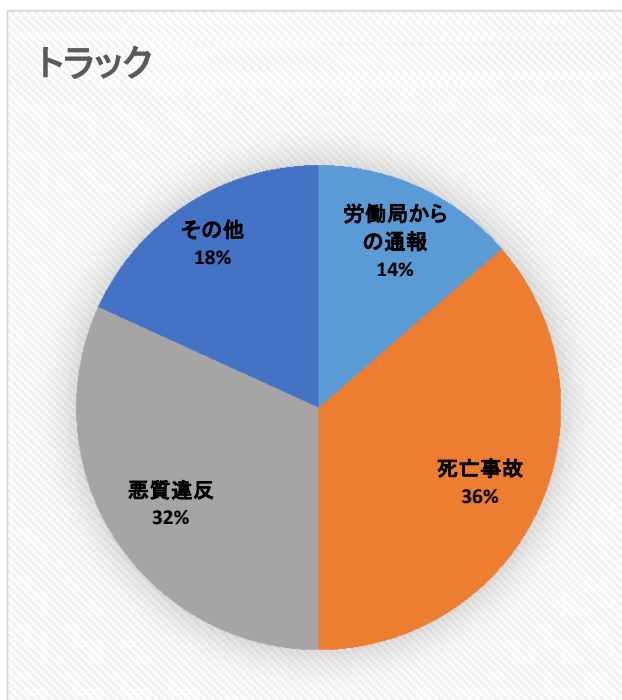
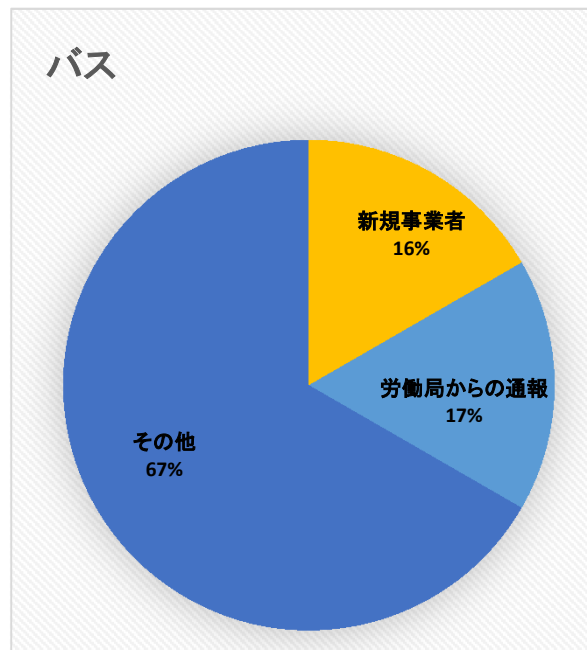
タクシー



トラック



端緒別監査実施件数(令和2年度)



＜登録の目的＞

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなります。

＜保有車両数の動向＞

九州管内の保有車両数は、全国の12%、福岡県では九州全体の35%を占めています。福岡県における保有車両数は、令和3年に342万台に達しており、ここ10年以上は横ばい傾向が続いています。

また令和3年の福岡県の用途別保有車両数では、乗用車が77%、貨物車が17%、乗合・特殊車・二輪車が6%を占めています。

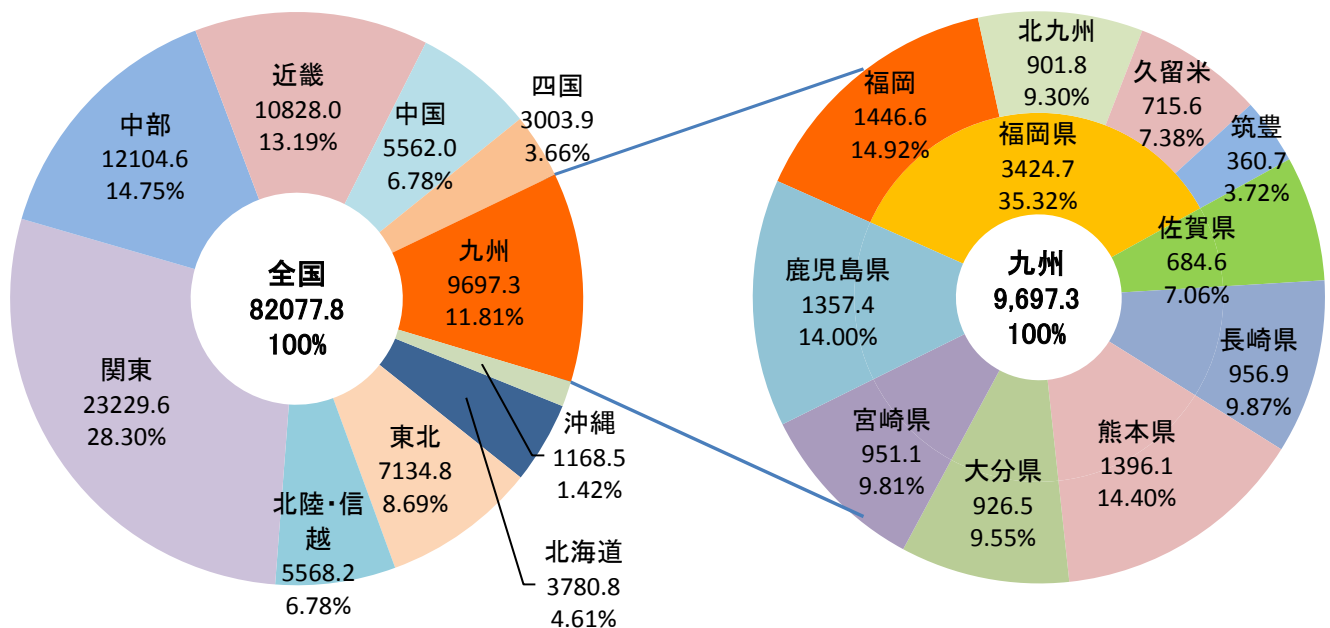
＜最近の動向＞

国内における自動車販売台数に占める環境対応型の次世代自動車（ハイブリッド、電気など）の割合は、自動車販売台数が横ばいから低迷する中で、エコカー減税やエコカー補助金の導入の影響等により、年々増加傾向にあります。

また平成17年に導入された「登録手続きのワンストップサービス（OSS）」は、これまで利用環境の整備と利便性を向上させるための取組や住民基本台帳カードと印鑑登録証明書を併用した申請者の本人確認を導入するなどの利用促進のための改善を進めるとともに、業界団体とも協力して普及活動や利用率の向上に取り組んできました。しかしながら、その利用については令和3年12月の福岡県の新車新規では42%となっており、やや低調となっています。OSSは、各種の行政手続き（車庫証明書や自動車税の申告など）にかかる時間の削減等によって、ディーラー、整備事業者等の負担軽減につながるものであるため、更なる利便性の向上が必要となっています。

1. 全国及び九州の保有車両数（令和3年3月末現在）

（単位：千台）

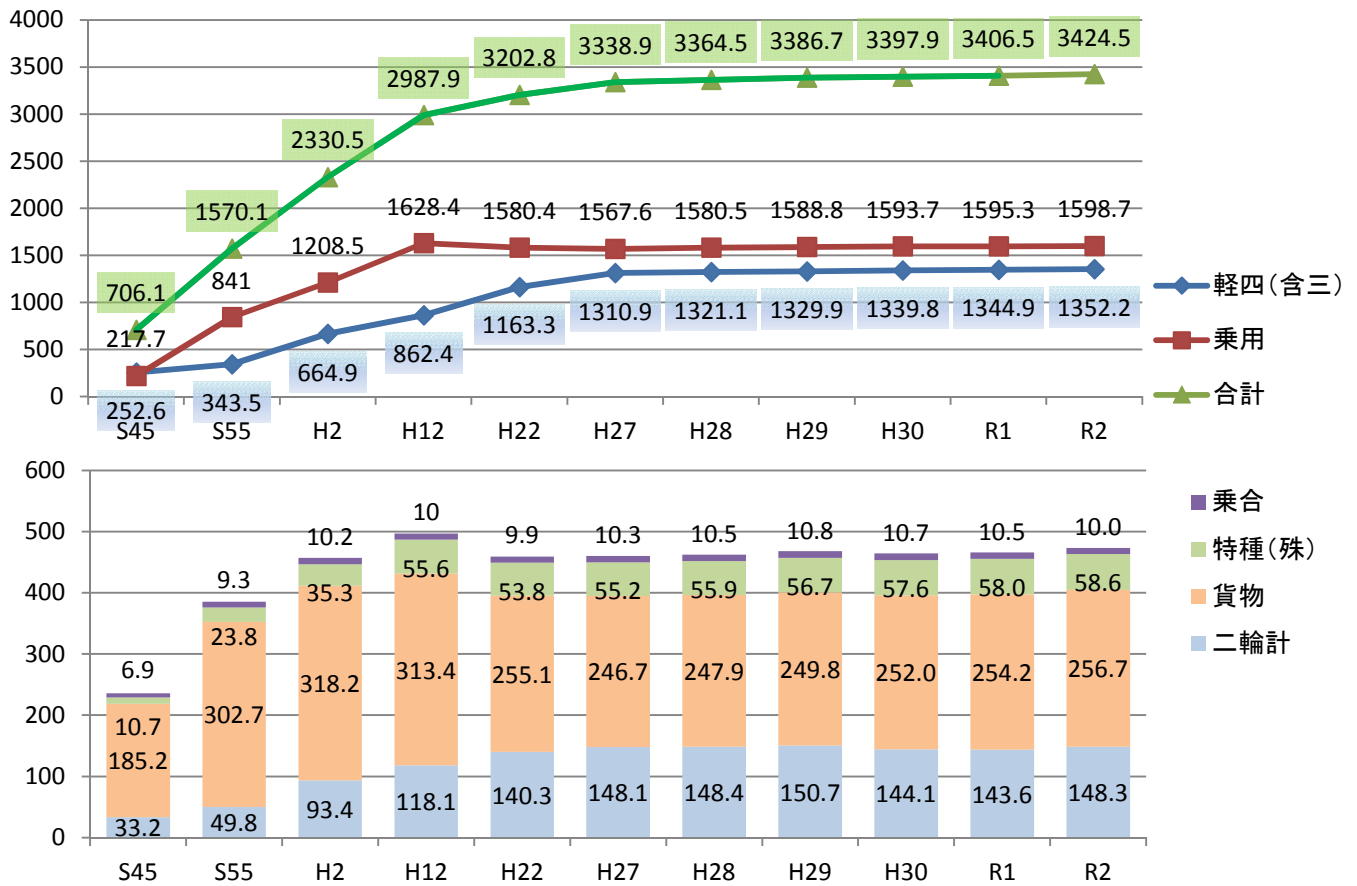


2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和3年3月末現在)

用途	車種		業態	福岡県					前年同月の車両数	対前年同月比
				福岡	北九州	久留米	筑豊	計		
貨物	普通車		自営	20,414	14,332	13,800	7,393	55,939	55,122	101.5
			営	18,058	10,717	7,477	4,427	40,679	40,125	101.4
			計	38,472	25,049	21,277	11,820	96,618	95,247	101.4
	小型車	四輪	自営	64,770	38,191	29,227	14,059	146,247	145,415	100.6
			営	1,137	606	375	201	2,319	2,275	101.9
			計	65,907	38,797	29,602	14,260	148,566	147,690	100.6
		三輪	自営	14	5	62	6	87	88	98.9
			営	2	0	0	0	2	2	100.0
			計	16	5	62	6	89	90	98.9
	被けん引車		自営	153	181	189	64	587	535	109.7
			営	2,810	6,388	711	915	10,824	10,661	101.5
			計	2,963	6,569	900	979	11,411	11,196	101.9
	軽自動車	四輪	自営	95,296	76,545	89,549	42,656	304,046	304,691	99.8
			営	7,367	2,449	1,637	771	12,224	11,043	110.7
			計	102,663	78,994	91,186	43,427	316,270	315,734	100.2
		三輪	自営	4	8	6	3	21	20	105.0
			営	0	0	0	0	0	0	0.0
			計	4	8	6	3	21	20	105.0
	貨物計		自営	180,651	129,262	132,833	64,181	506,927	505,871	100.2
			営	29,374	20,160	10,200	6,314	66,048	64,106	103.0
			計	210,025	149,422	143,033	70,495	572,975	569,977	100.5
乗合	普通車		自営	380	153	84	91	708	721	98.2
			営	2,312	847	541	274	3,974	4,219	94.2
			計	2,692	1,000	625	365	4,682	4,940	94.8
	小型車		自営	1,604	1,221	969	843	4,637	4,793	96.7
			営	323	106	194	96	719	771	93.3
			計	1,927	1,327	1,163	939	5,356	5,564	96.3
	乗合計		自営	1,984	1,374	1,053	934	5,345	5,514	96.9
			営	2,635	953	735	370	4,693	4,990	94.0
			計	4,619	2,327	1,788	1,304	10,038	10,504	95.6
乗用	普通車		自営	405,563	203,108	140,247	67,358	816,276	794,982	102.7
			営	1,661	608	256	79	2,604	2,563	101.6
			計	407,224	203,716	140,503	67,437	818,880	797,545	102.7
	小型車		自営	356,598	202,250	139,522	73,316	771,686	789,102	97.8
			営	4,464	2,320	925	524	8,233	8,616	95.6
			計	361,062	204,570	140,447	73,840	779,919	797,718	97.8
	軽四輪車		自営	372,959	283,398	247,583	126,486	1,030,426	1,023,705	100.7
			営	14	31	21	12	78	74	105.4
			計	372,973	283,429	247,604	126,498	1,030,504	1,023,779	100.7
	乗用計		自営	1,135,120	688,756	527,352	267,160	2,618,388	2,607,789	100.4
			営	6,139	2,959	1,202	615	10,915	11,253	97.0
			計	1,141,259	691,715	528,554	267,775	2,629,303	2,619,042	100.4
特種（殊）用途	普通車		自営	12,936	8,469	6,716	3,535	31,656	31,435	100.7
			営	6,814	2,560	2,519	1,272	13,165	12,836	102.6
			計	19,750	11,029	9,235	4,807	44,821	44,271	101.2
	小型車		自営	2,366	1,362	1,138	646	5,512	5,441	101.3
			営	250	141	113	29	533	539	98.9
			計	2,616	1,503	1,251	675	6,045	5,980	101.1
	軽四輪車		自営	1,873	1,304	1,082	477	4,736	4,691	101.0
			営	459	79	105	42	685	673	101.8
			計	2,332	1,383	1,187	519	5,421	5,364	101.1
	大型特殊車		自営	2,863	2,781	1,319	685	7,648	7,665	99.8
			営	53	43	28	1	125	123	101.6
			計	2,916	2,824	1,347	686	7,773	7,788	99.8
	特種（殊）用途計		自営	20,038	13,916	10,255	5,343	49,552	49,232	100.6
			営	7,576	2,823	2,765	1,344	14,508	14,171	102.4
			計	27,614	16,739	13,020	6,687	64,060	63,403	101.0
二輪	小型二輪車		自営	34,891	19,065	15,322	7,403	76,681	73,772	103.9
			営	6	3	2	0	11	7	157.1
			計	34,897	19,068	15,324	7,403	76,692	73,779	103.9
	軽二輪車			28,207	22,561	13,864	7,027	71,659	69,820	102.6
二輪計				63,104	41,629	29,188	14,430	148,351	143,599	103.3
登録自動車数合計				905,545	496,389	346,412	175,814	1,924,160	1,918,029	100.3
検査自動車数合計				940,442	515,457	361,736	183,217	2,000,852	1,991,808	100.5
軽自動車数合計				506,179	386,375	353,847	177,474	1,423,875	1,414,717	100.6
合計				1,446,621	901,832	715,583	360,691	3,424,727	3,406,525	100.5
前年同月車両数				1,417,420	898,466	710,103	360,688	3,386,677	3,315,336	—
対前年同月比				102.1	100.4	100.8	100.0	101.1	102.8	—

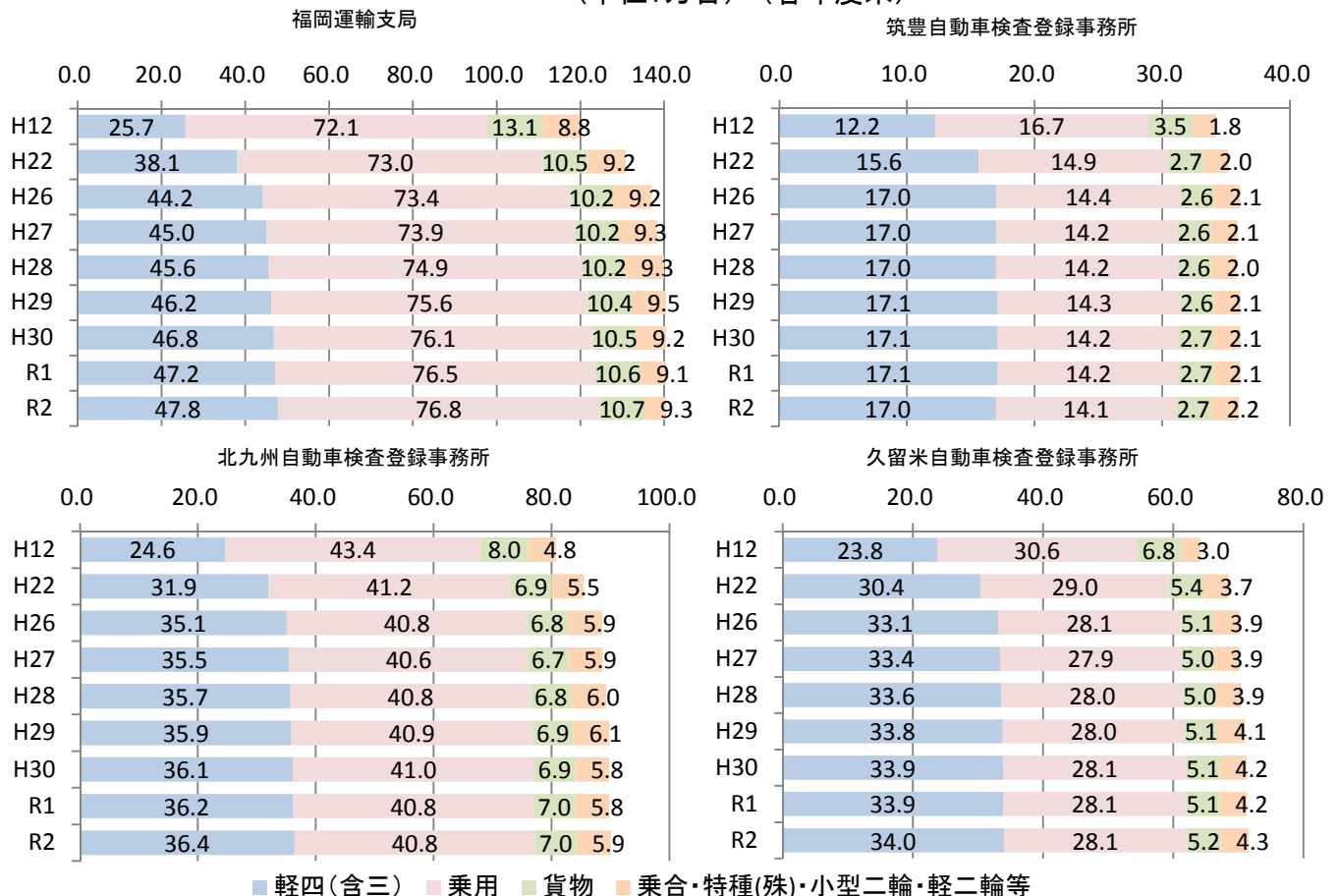
3. 福岡県内全保有自動車数の推移

(単位:千台)

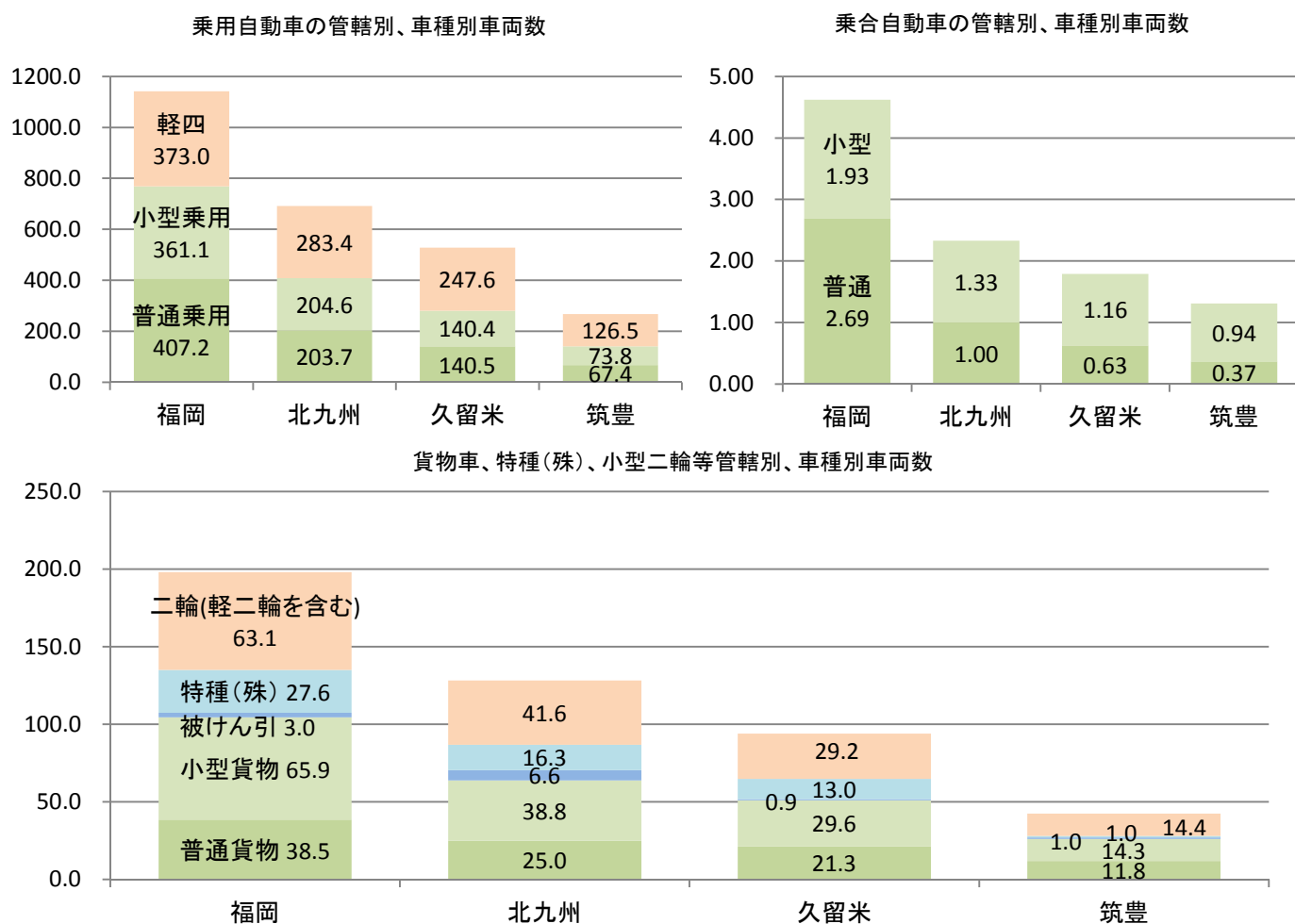


4. 管轄支局・事務所別保有自動車数の推移

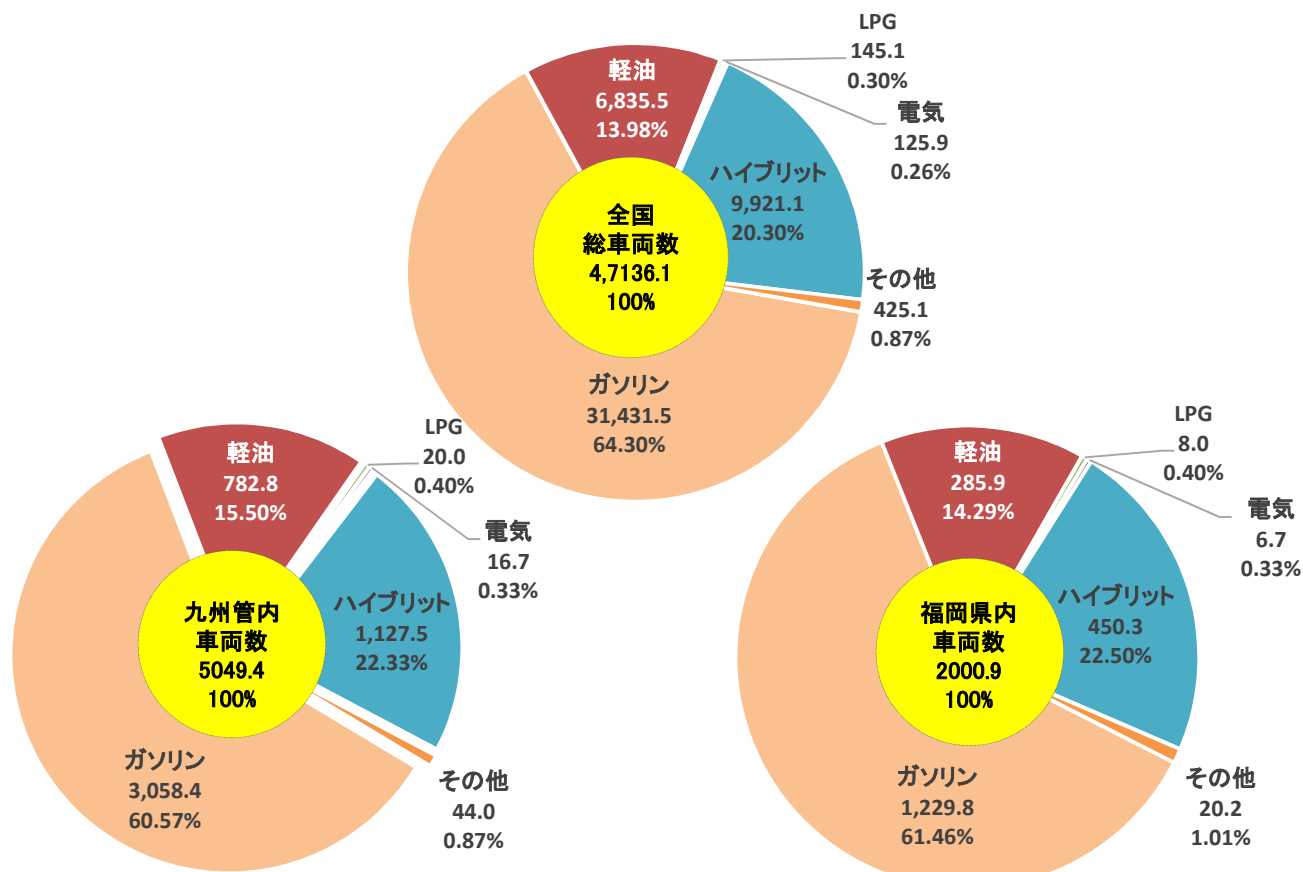
(単位:万台) (各年度末)



5. 車種別保有車両数（令和3年3月末現在）（単位：千台）



6. 燃料別保有車両数（令和3年3月末現在）（単位：千台）



7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数（令和3年3月末現在）

（福岡運輸支局管内）

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	不明	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車		軽四輪車		
				四 輪	三 輪												
福 岡 市 計 (政 令 移 行 後)	16,853	39,748	1,711	49,997	6	1,687	881	243,640	207,508	166,868	11,166	1,277	1,214	20,012	29	544,483	218,085
東 区	6,766	7,522	1,350	9,535	0	292	234	49,536	42,538	42,693	4,105	523	293	4,164	9	117,030	52,521
博 多 区	4,163	14,916	117	11,322	1	340	164	43,911	45,256	25,790	2,510	417	292	3,244	5	115,038	37,405
中 央 区	942	3,466	156	4,039	0	171	77	30,248	20,282	8,975	1,207	76	136	2,007	4	58,632	13,150
南 区	1,260	4,895	1	7,181	1	217	145	38,965	31,902	26,761	991	83	169	3,399	0	81,858	34,112
西 区	1,919	3,745	44	7,852	3	370	124	30,993	26,210	26,491	1,270	130	133	2,756	4	67,561	34,479
早 良 区	1,246	3,433	31	6,949	1	178	77	32,222	26,027	23,853	739	39	116	2,634	5	66,626	30,919
城 南 区	557	1,771	12	3,119	0	119	60	17,765	15,293	12,305	344	9	75	1,808	2	37,738	15,499
春 日 市	657	1,958	5	3,526	0	19	48	17,557	16,037	17,768	421	93	64	1,568	3	38,363	21,358
大 野 城 市	1,750	3,807	36	3,940	0	163	148	17,661	15,471	17,243	989	268	63	1,436	4	41,729	21,246
那 珂 川 市	910	1,966	15	3,269	0	145	49	8,404	7,498	10,063	446	26	55	880	1	20,339	13,387
筑 紫 野 市	1,386	2,217	36	4,513	0	97	69	16,941	15,968	20,129	1,202	88	133	1,394	4	39,398	24,775
宗 像 市	830	1,427	39	5,346	0	122	104	15,620	17,020	22,371	664	100	92	1,315	1	37,241	27,809
太 宰 府 市	1,312	1,468	113	2,655	0	42	62	11,461	10,715	13,815	660	40	66	983	1	26,856	16,536
古 賀 市	1,981	1,776	110	3,205	0	27	65	9,950	9,670	13,600	1,342	153	113	859	0	25,933	16,918
福 津 市	575	1,056	16	3,343	0	5	54	9,813	10,239	14,601	324	24	46	903	0	23,009	17,990
糸 島 市	1,385	2,428	83	9,029	0	60	138	14,818	14,453	23,649	911	72	133	1,587	0	35,935	32,811
糟 屋 郡	10,806	8,059	795	13,268	0	324	308	41,344	36,459	53,201	4,206	487	353	3,944	8	106,732	66,822
宇 美 町	1,823	1,448	142	2,188	0	134	39	6,429	5,591	9,604	583	157	45	814	1	17,160	11,837
粕 屋 町	2,577	1,824	215	2,837	0	36	38	8,785	7,578	10,787	910	62	54	783	1	22,808	13,678
篠 栗 町	721	644	103	1,561	0	21	58	4,958	4,700	7,088	348	44	25	512	2	12,109	8,674
志 免 町	1,413	1,373	36	2,173	0	17	79	7,844	6,687	9,327	610	51	88	712	0	18,822	11,588
新 宮 町	1,352	1,084	107	1,574	0	50	57	6,378	5,217	6,316	696	57	31	395	1	15,393	7,921
須 恵 町	1,450	1,293	60	1,992	0	6	26	5,237	5,126	7,554	551	72	82	552	2	14,373	9,628
久 山 町	1,470	393	132	943	0	60	11	1,713	1,560	2,525	508	44	28	176	1	6,067	3,496
合 計	38,445	65,910	2,959	102,091	6	2,691	1,926	407,209	361,038	373,308	22,331	2,628	2,332	34,881	51	940,018	477,737

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数（令和3年3月末現在）」と一致しない。
※平成30年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福 岡 市 東 区	糟屋郡志賀町
福 岡 市 早 良 区	早良郡早良町
春 日 市	筑紫郡春日町
大 野 城 市	筑紫郡大野町
筑 紫 野 市	筑紫郡筑紫野町
宗 像 市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太 宰 府 市	筑紫郡太宰府町
古 賀 市	糟屋郡古賀町
福 津 市	宗像郡福間町、宗像郡津屋崎町
糸 島 市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
那 珂 川 市	筑紫郡那珂川町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数（令和3年3月末現在）

（北九州自動車検査登録事務所管内）

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種（殊）			二輪 （小型二輪）	不明 軽四輪車	登録車計 （小二合）	軽合計 （軽二輪除く）
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車				
				四 輪	三 輪												
北 九 州 市 計 （ 政 令 移 行 後 ）	16,918	29,522	4,979	50,610	3	880	881	150,931	149,696	192,408	9,539	2,408	951	13,028	15	378,782	243,972
門 司 区	3,337	2,374	3,484	4,659	0	118	97	13,813	14,405	20,219	1,289	468	99	1,264	2	40,649	24,977
若 松 区	2,639	2,535	394	5,064	0	84	94	13,893	13,120	19,898	1,051	419	78	1,196	0	35,425	25,040
戸 畑 区	739	1,910	124	3,062	0	85	33	8,411	8,591	10,111	373	116	43	809	0	21,191	13,216
小 倉 北 区	3,981	7,006	467	10,797	1	172	191	29,107	27,782	29,453	2,868	675	249	2,184	3	74,433	40,500
小 倉 南 区	2,727	6,536	204	11,421	1	156	138	34,276	33,310	45,336	1,528	238	215	3,221	2	82,334	56,973
八 幡 西 区	3,495	7,284	228	12,238	1	250	274	41,839	42,596	55,797	1,967	411	210	3,633	5	101,977	68,246
八 幡 東 区	606	1,877	78	3,369	0	15	54	9,592	9,892	11,594	463	81	57	721	3	23,379	15,020
行 橋 市	1,196	1,671	192	6,052	1	19	94	12,199	12,081	20,775	540	49	89	1,370	2	29,411	26,917
豊 前 市	548	541	8	3,040	1	3	43	3,844	4,201	7,775	314	26	42	485	0	10,013	10,858
中 間 市	645	1,258	20	2,502	0	9	43	6,131	6,762	11,042	319	19	49	724	0	15,930	13,593
遠 賀 郡	2,232	2,794	473	6,100	2	45	129	14,936	16,039	25,580	935	109	94	1,655	3	39,347	31,776
芦 屋 町	197	340	4	978	0	7	23	2,235	2,262	3,928	96	6	13	281	0	5,451	4,919
水 巻 町	713	970	60	1,717	2	10	40	4,435	4,612	8,113	297	41	23	505	1	11,683	9,855
岡 垣 町	564	755	130	1,938	0	21	28	4,968	5,470	8,114	247	23	36	514	1	12,720	10,088
遠 賀 町	758	729	279	1,467	0	7	38	3,298	3,695	5,425	295	39	22	355	1	9,493	6,914
京 都 郡	2,205	2,016	853	5,880	1	38	85	10,309	10,335	16,205	518	147	95	1,161	0	27,667	22,181
苅 田 町	1,728	1,337	825	2,561	1	31	51	7,144	6,727	10,378	352	112	35	743	0	19,050	12,975
み や こ 町	477	679	28	3,319	0	7	34	3,165	3,608	5,827	166	35	60	418	0	8,617	9,206
築 上 郡	692	993	41	4,506	0	6	52	5,363	5,449	9,701	362	56	62	643	3	13,657	14,269
吉 富 町	146	154	29	583	0	0	5	1,059	1,033	2,051	59	1	4	106	0	2,592	2,638
上 毛 町	203	268	1	1,345	0	0	15	1,294	1,344	2,355	81	21	13	170	0	3,397	3,713
築 上 町	343	571	11	2,578	0	6	32	3,010	3,072	5,295	222	34	45	367	3	7,668	7,918
合 計	24,436	38,795	6,566	78,690	8	1,000	1,327	203,713	204,563	283,486	12,527	2,814	1,382	19,066	23	514,807	363,566

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数（令和3年3月末現在）」と一致しない。

※下記9市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
北九州市小倉北区	北九州市小倉区
北九州市八幡西区	北九州市八幡区
京都郡みやこ町	京都郡勝山町、豊津町、犀川町
築上郡上毛町	築上郡新吉富村、大平村
築上郡築上町	築上郡椎田町、築城町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数（令和3年3月末現在）

（久留米自動車検査登録事務所管内）

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種（殊）			二輪 （小型二輪）	登録車計 （小二合）	軽合計 （軽二輪除く）
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
大 牟 田 市	2,043	2,975	161	7,705	2	58	132	15,916	17,729	31,740	1,206	269	184	1,823	42,312	39,631
久 留 米 市	5,967	9,835	143	23,230	1	131	293	51,897	48,439	74,041	3,166	353	366	5,305	125,529	97,638
柳 川 市	1,513	2,608	75	8,012	0	37	95	9,766	10,181	20,523	702	123	86	996	26,096	28,621
八 女 市	1,934	3,050	153	11,355	2	139	167	9,568	10,026	20,100	1,228	105	120	1,216	27,586	31,577
筑 後 市	1,387	1,523	22	4,460	0	24	74	7,888	7,798	15,459	740	49	54	883	20,388	19,973
大 川 市	1,120	1,416	23	3,969	0	27	33	5,285	5,513	10,448	279	85	46	508	14,289	14,463
小 郡 市	894	928	66	3,211	0	2	47	8,958	9,122	14,031	514	18	48	797	21,346	17,290
う き は 市	747	1,121	7	5,037	1	30	49	4,371	4,551	9,328	307	36	50	587	11,806	14,416
朝 倉 市	2,009	2,267	120	8,640	1	119	119	8,467	8,553	16,017	813	80	64	1,031	23,578	24,722
み や ま 市	872	1,258	33	6,281	0	7	46	5,476	5,872	11,418	378	109	64	772	14,823	17,763
朝 倉 郡	951	1,073	34	3,518	0	23	49	4,991	5,050	9,220	419	30	42	512	13,132	12,780
筑 前 町	895	1,003	34	3,032	0	22	37	4,660	4,725	8,655	395	27	36	471	12,269	11,724
東 峰 村	56	70	0	486	0	1	12	331	325	565	24	3	6	41	863	1,057
三 井 郡	841	545	25	1,873	1	6	12	2,463	2,435	4,809	316	7	23	226	6,876	6,706
大 刀 洗 町	841	545	25	1,873	1	6	12	2,463	2,435	4,809	316	7	23	226	6,876	6,706
三 潚 郡	302	367	8	1,432	0	0	11	2,259	2,150	4,264	84	19	18	250	5,450	5,714
大 木 町	302	367	8	1,432	0	0	11	2,259	2,150	4,264	84	19	18	250	5,450	5,714
八 女 郡	690	692	30	2,274	0	22	35	3,198	3,025	6,311	331	45	22	405	8,473	8,607
広 川 町	690	692	30	2,274	0	22	35	3,198	3,025	6,311	331	45	22	405	8,473	8,607
合 計	21,270	29,658	900	90,997	8	625	1,162	140,503	140,444	247,709	10,483	1,328	1,187	15,311	361,684	339,901

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数（令和3年3月末現在）」と一致しない。
 ※下記9市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潚郡城島町、三潚町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
東峰村	朝倉郡小石原村、宝殊山村

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数（令和3年3月末現在）

（筑豊自動車検査登録事務所管内）

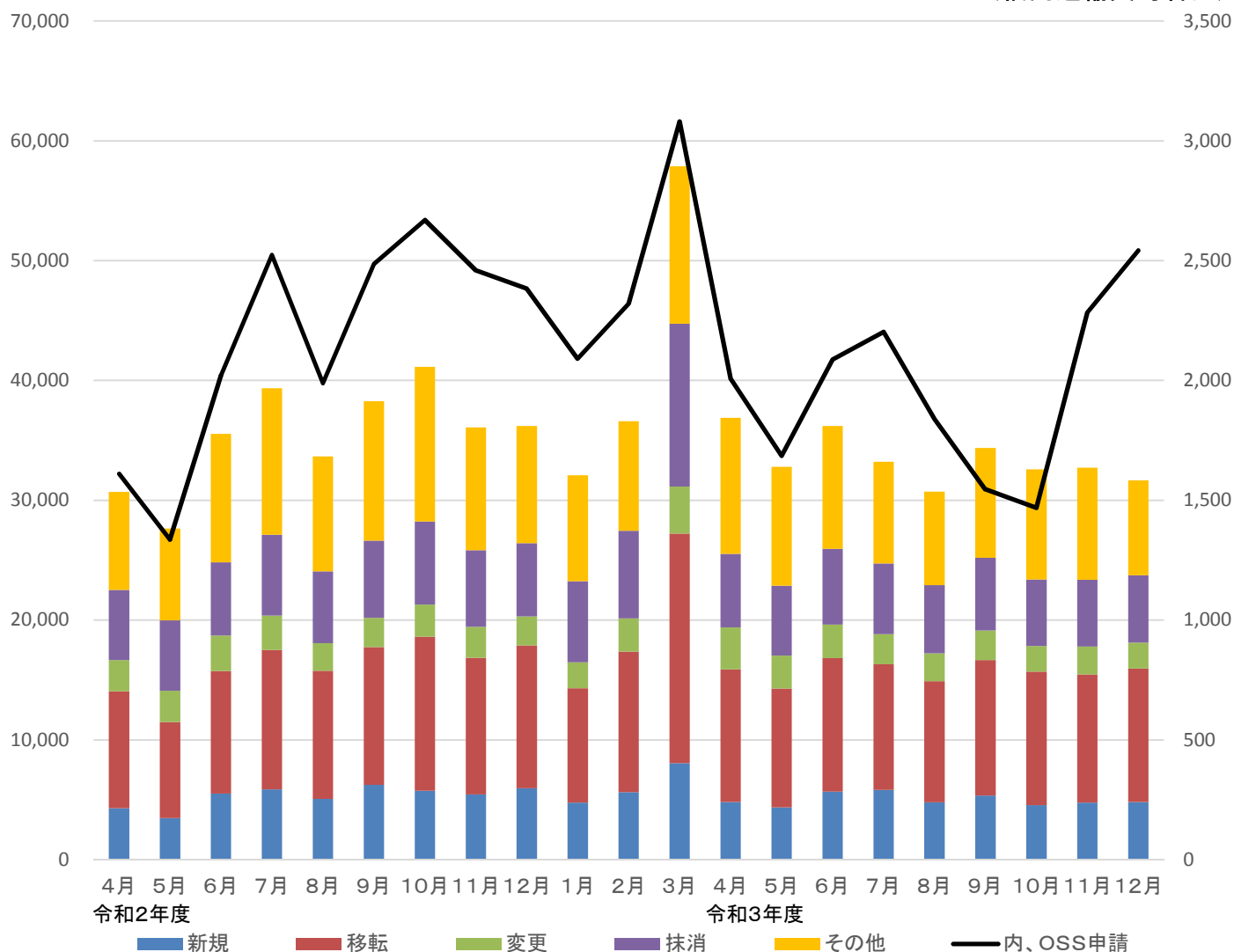
	貨 物					乗 合		乗 用			特 種（殊）			二輪 （小型二輪）	登録車計 （小二合）	軽合計 （軽二輪除く）
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
直 方 市	1,141	1,869	82	4,385	2	65	89	9,262	9,906	16,464	612	86	55	894	24,006	20,906
飯 塚 市	3,237	4,162	287	10,648	0	105	213	21,650	22,795	37,108	1,706	172	157	2,092	56,419	47,913
田 川 市	1,320	1,725	135	5,151	0	67	99	7,794	8,717	14,851	859	128	80	913	21,757	20,082
宮 若 市	1,635	1,114	108	3,128	0	57	89	4,681	4,952	8,780	447	50	40	497	13,630	11,948
嘉 麻 市	943	1,165	87	4,348	0	27	113	5,748	6,690	12,132	362	69	42	754	15,958	16,522
鞍 手 郡	982	925	77	2,272	0	3	46	3,822	4,241	7,270	250	53	26	352	10,751	9,568
小 竹 町	444	284	62	746	0	0	14	1,220	1,349	2,358	114	19	6	128	3,634	3,110
鞍 手 町	538	641	15	1,526	0	3	32	2,602	2,892	4,912	136	34	20	224	7,117	6,458
嘉 穂 郡	436	391	33	1,166	0	7	27	1,998	2,294	3,991	192	31	12	232	5,641	5,169
桂 川 町	436	391	33	1,166	0	7	27	1,998	2,294	3,991	192	31	12	232	5,641	5,169
田 川 郡	2,109	2,906	170	12,198	0	32	252	12,480	14,244	25,903	1,050	72	107	1,663	34,978	38,208
福 智 町	737	782	55	3,073	0	18	68	3,707	4,007	7,469	331	26	32	500	10,231	10,574
香 春 町	319	395	62	1,551	0	1	25	1,760	2,030	3,457	172	6	22	210	4,980	5,030
添 田 町	197	314	0	1,782	0	3	34	1,431	1,794	3,081	104	8	12	195	4,080	4,875
糸 田 町	122	232	2	1,102	0	1	37	1,388	1,550	2,945	116	7	9	186	3,641	4,056
川 崎 町	423	707	21	2,585	0	7	50	2,588	2,990	6,011	220	10	14	304	7,320	8,610
大 任 町	203	256	29	1,237	0	1	23	1,035	1,097	1,878	66	15	8	183	2,908	3,123
赤 村	108	220	1	868	0	1	15	571	776	1,062	41	0	10	85	1,818	1,940
合 計	11,803	14,257	979	43,296	2	363	928	67,435	73,839	126,499	5,478	661	519	7,397	183,140	170,316

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数（令和3年3月末現在）」と一致しない。
 ※平成22年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
飯塚市	嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、潁田町
宮若市	鞍手郡宮田町、若宮町
嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、碓井町、嘉穂町
田川郡福智町	田川郡赤池町、金田町、方城町

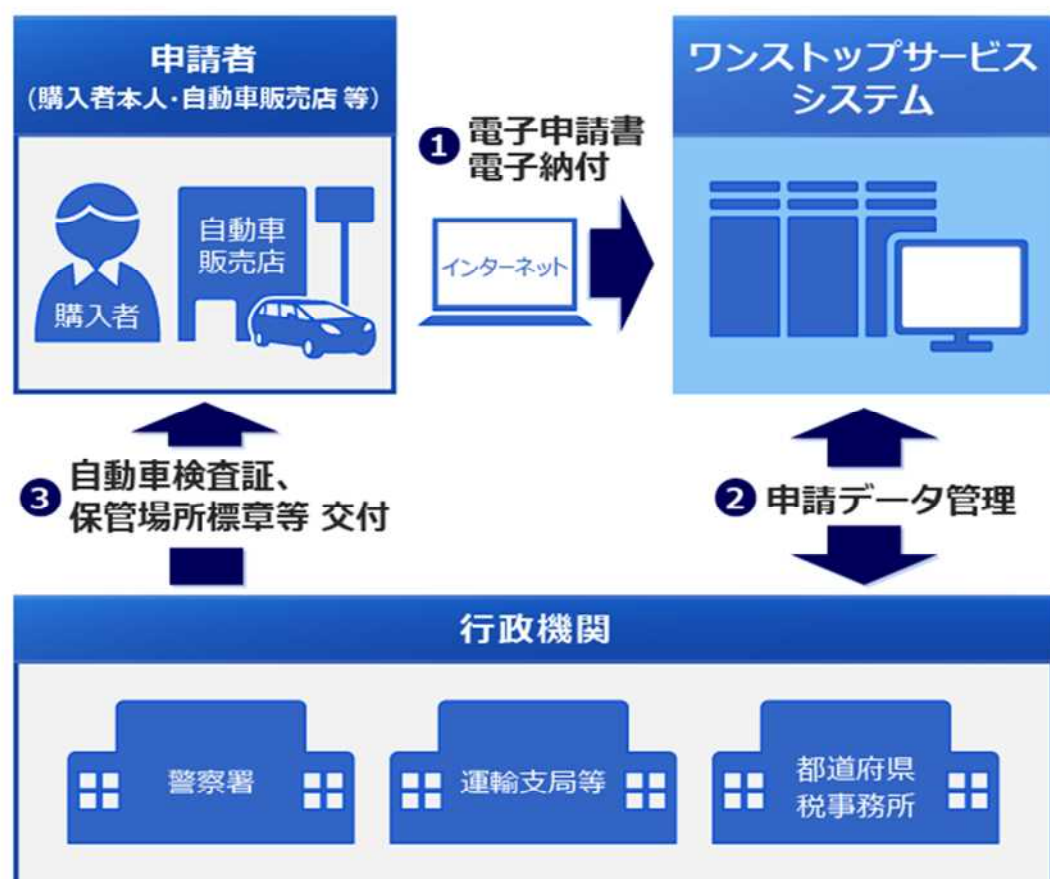
8. 登録関係業務量

(福岡運輸支局管内)



		登録申請						内、OSS申請				
		新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	合計
令和2年度	4月	4,313	9,748	2,619	5,842	8,184	30,706	962	319	37	292	1,610
	5月	3,489	7,998	2,627	5,860	7,666	27,640	972	190	24	151	1,337
	6月	5,527	10,231	2,945	6,125	10,720	35,548	1,326	323	66	306	2,021
	7月	5,879	11,634	2,876	6,734	12,223	39,346	1,907	287	54	275	2,523
	8月	5,088	10,694	2,304	5,988	9,592	33,666	1,426	196	161	206	1,989
	9月	6,260	11,497	2,428	6,460	11,631	38,276	1,997	221	46	222	2,486
	10月	5,760	12,853	2,685	6,943	12,888	41,129	2,171	239	46	213	2,669
	11月	5,464	11,403	2,582	6,388	10,252	36,089	1,969	234	37	219	2,459
	12月	5,966	11,919	2,427	6,117	9,770	36,199	1,891	232	36	223	2,382
	1月	4,770	9,541	2,180	6,753	8,855	32,099	1,784	147	25	135	2,091
	2月	5,634	11,739	2,779	7,304	9,147	36,603	1,862	206	60	192	2,320
	3月	8,078	19,156	3,909	13,597	13,133	57,873	2,523	276	30	251	3,080
令和3年度	4月	4,828	11,070	3,509	6,114	11,368	36,889	1,582	192	48	185	2,007
	5月	4,377	9,912	2,763	5,830	9,918	32,800	1,313	165	60	147	1,685
	6月	5,690	11,151	2,786	6,318	10,253	36,198	1,638	203	69	177	2,087
	7月	5,834	10,487	2,501	5,907	8,487	33,216	1,836	164	57	146	2,203
	8月	4,798	10,109	2,338	5,679	7,790	30,714	1,459	183	31	165	1,838
	9月	5,357	11,305	2,485	6,045	9,188	32,589	1,160	187	45	154	1,546
	10月	4,575	11,136	2,136	5,543	9,199	32,589	1,117	173	38	140	1,468
	11月	4,773	10,699	2,317	5,582	9,353	32,724	1,847	162	117	158	2,284
	12月	4,825	11,143	2,168	5,618	7,911	31,665	2,155	167	63	157	2,542

自動車保有関係手続のワンストップサービス



対象地域に関する情報

都道府県	申請が可能な手続											
	新車新規登録	中古車新規登録	移転登録	変更登録	一時抹消登録	永久抹消登録／還付なし	永久抹消登録／還付あり	移転一時抹消登録	移転永久抹消登録／還付なし	移転永久抹消登録／還付あり	変更一時抹消登録	継続検査
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

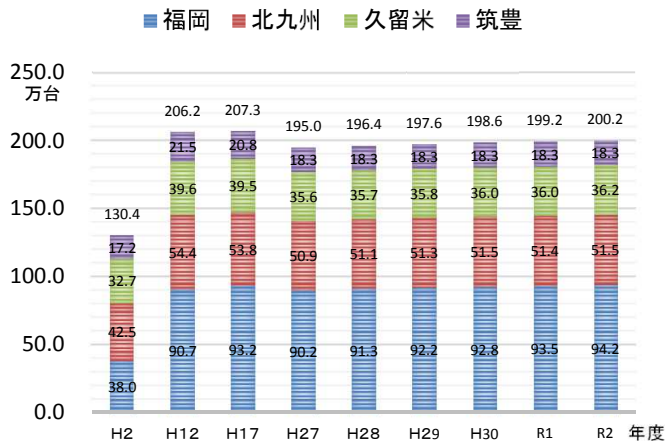
整備担当

自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、令和3年6月末現在で約200万台となっている。

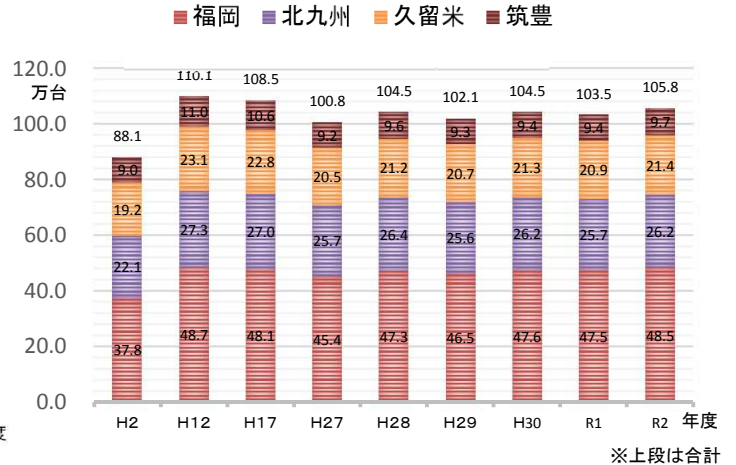
新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約18万2千台、継続検査については、約87万5千台であり、前年度に比べて微増となっている。なお、申請者の負担軽減を目的とした「継続検査手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成29年4月1日からスタートしている。

点検整備制度については、近年における自動車を取り巻く社会環境の変化と時代要請に基づき、ユーザー負担の軽減措置等を図るため、自動車の安全確保・公害防止を図りつつ規制緩和が行われ、分解整備の定義の見直し、限定認証制度の導入等が実施されている。

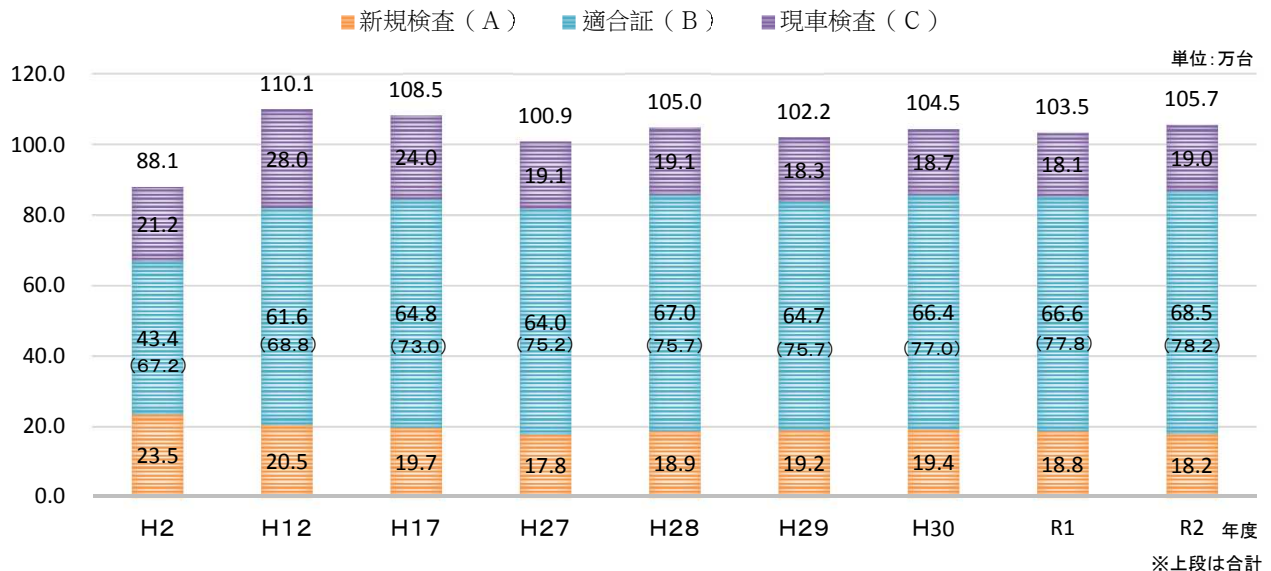
1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



2. 支局・事務所別検査車両数の推移



3. 検査種別の検査車両数の推移



注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)は、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

注4 図中()書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

自動車整備事業の概況

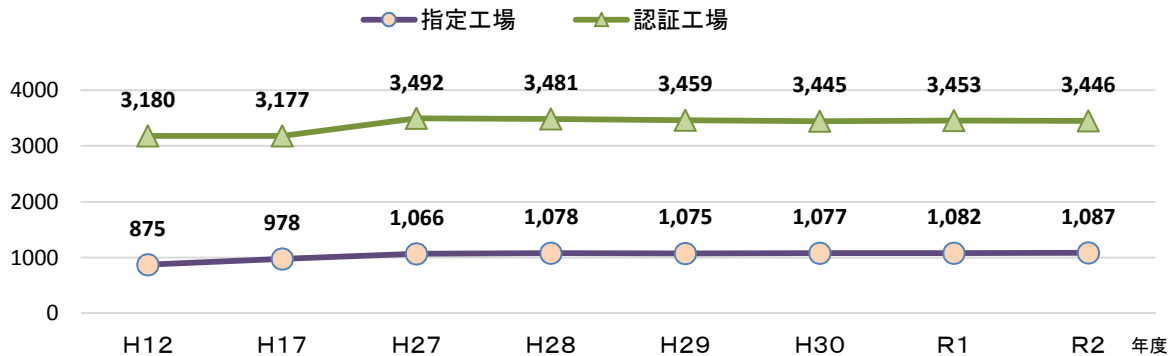
整備担当

福岡県内の自動車分解整備事業場(認証工場)は、令和3年3月末現在3,446工場で平成27年度からほぼ横ばいである。また、指定整備事業場(指定工場)も、1,087工場と平成28年度からほぼ横ばいである。

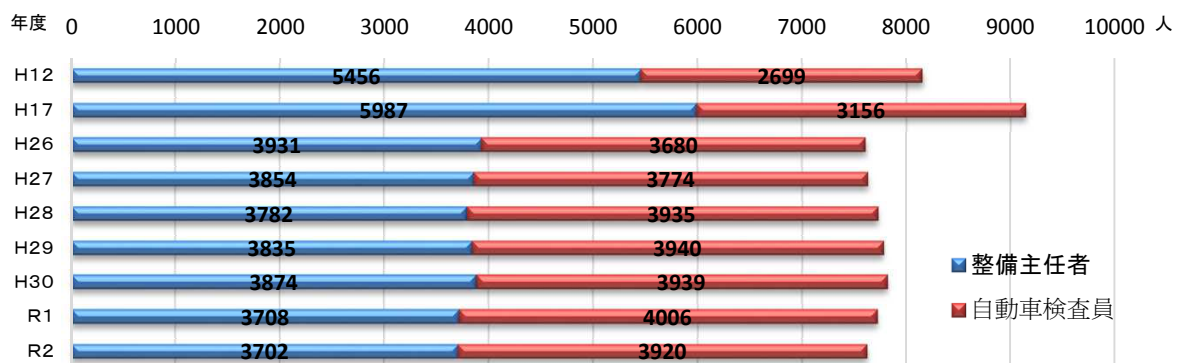
平成14年度より一級小型自動車整備士試験が実施されており、令和3年3月末現在で654名が有資格者となっている。

近年、自動車にはITの発達により最新技術や新機構が大幅に採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局による整備主任者研修や自動車検査員研修を毎年実施している。

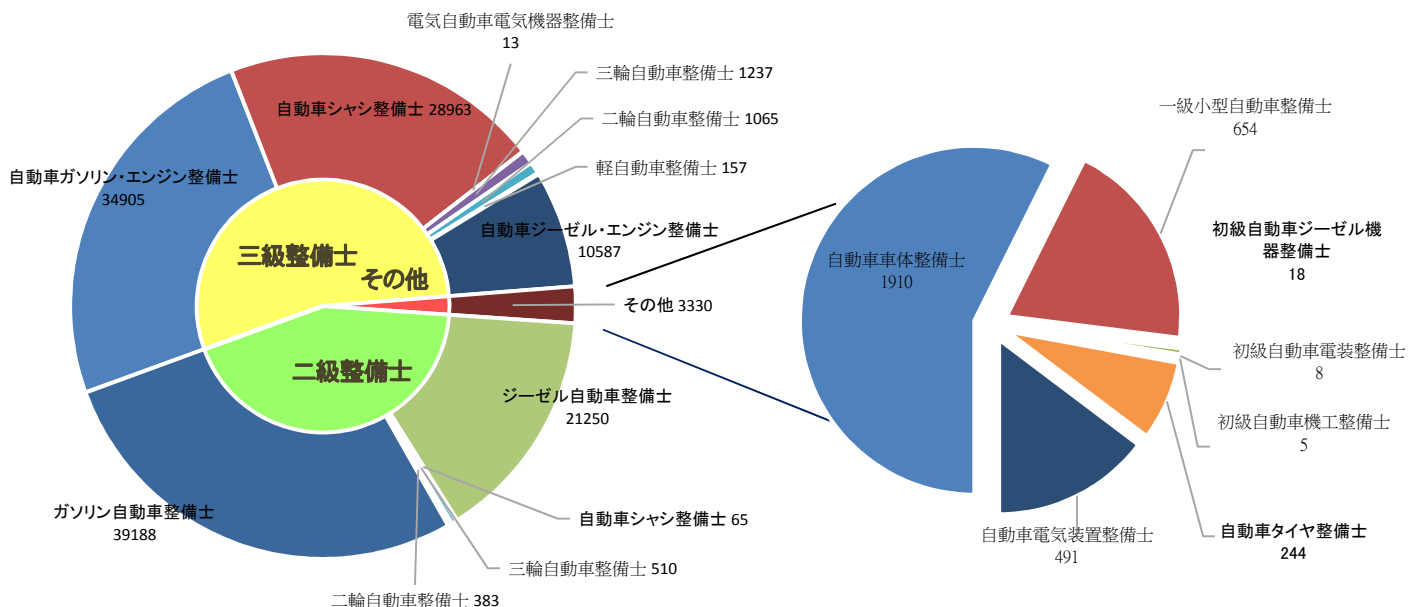
1. 自動車整備事業者の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者件数(令和3年3月末現在)



自動車の事故・公害関係の概況

整備担当

福岡県における令和2年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数97件、死者数22人、負傷者数60人であり、件数・死者数・負傷者数は平成23年以降減少傾向となっている。

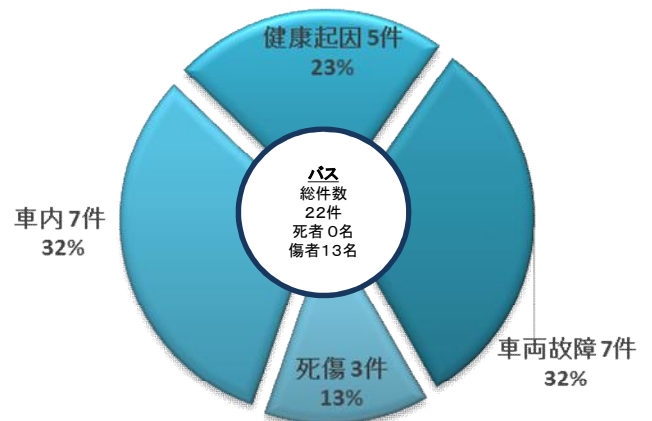
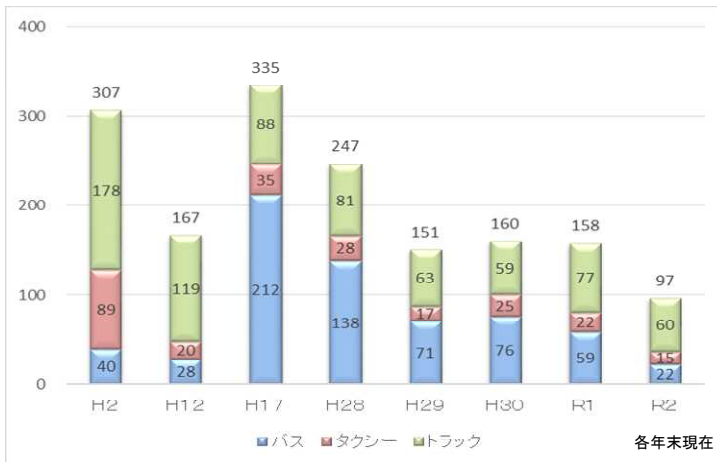
自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

1. 事故発生状況の推移

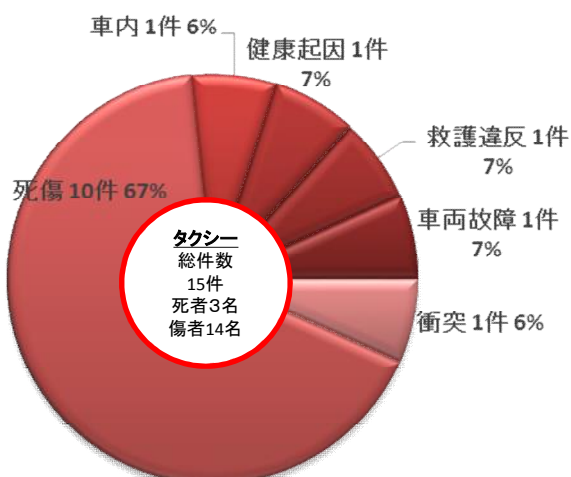


2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

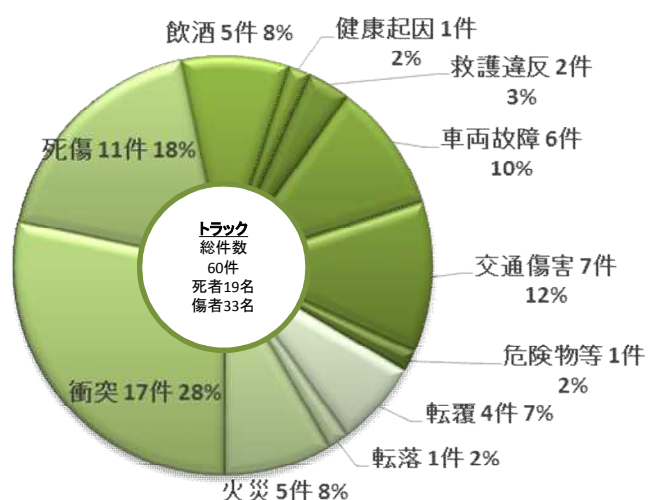
バスの事故種別発生状況(令和2年末)



タクシーの事故種別発生状況(令和2年末)



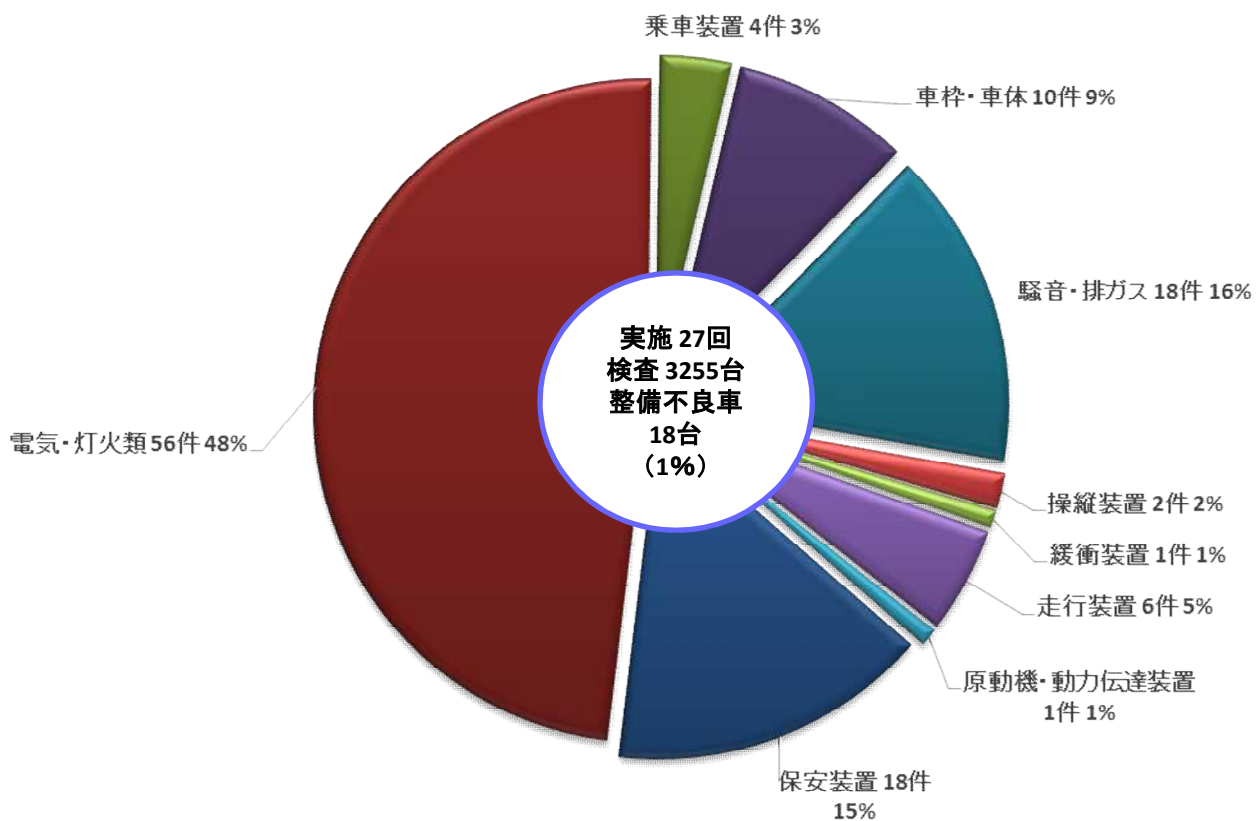
トラックの事故種別発生状況(令和2年末)



不正改造車を撲滅するため、不正改造行為の禁止規定の新設及び整備命令制度の強化を図った「道路運送車両法の一部を改正する法律」が平成15年4月から一部施行されたところであり、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

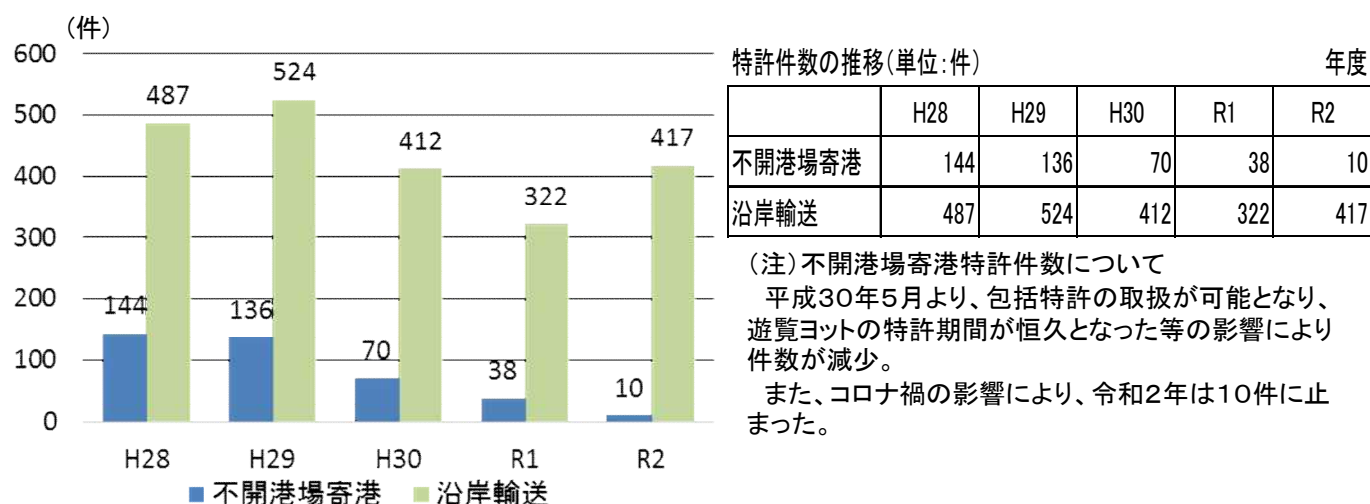
また、平成17年度からは不正燃料による環境破壊防止のため、使用する燃料に係る検査の実施、令和元年度からは無車検運行車両への指導・警告を街頭検査等の際に実施している。

装置別整備不良件数(令和2年度)



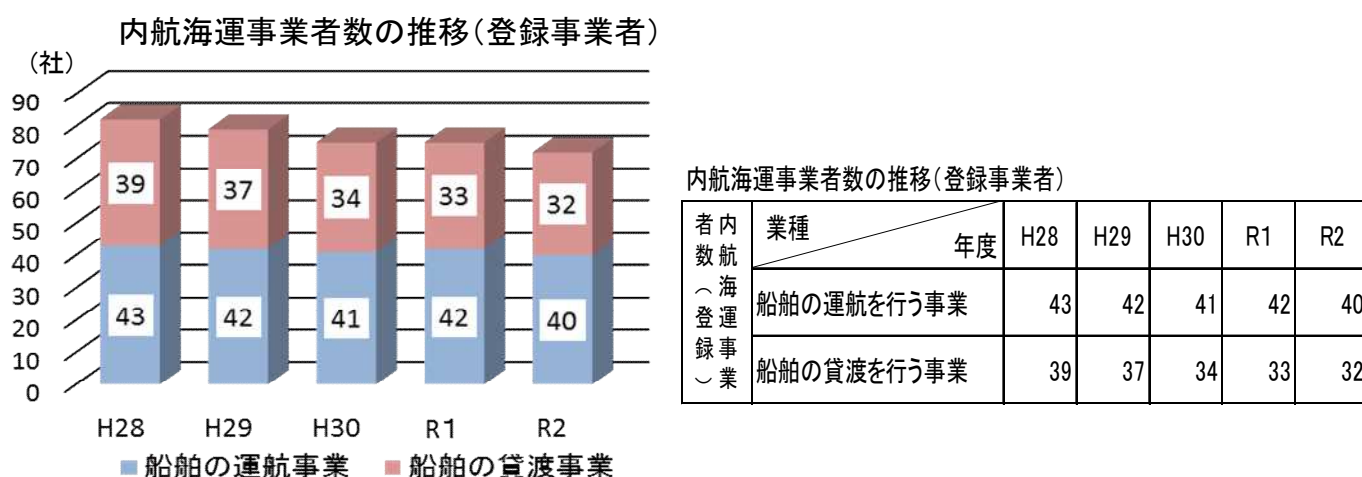
1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許関係

令和2年度における不開港場への外国船寄港の特許件数10件、沿岸輸送の特許件数417件である。
沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。
(※管内における開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。)



2. 内航海運業

県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は72業者(船舶の運航を行う事業者40業者、船舶の貸渡のみを行う事業者32業者)となっている。



支配隻数及び支配船腹量(船舶の運航を行う事業者)の推移[登録事業者]

年度

	H28	H29	H30	R1	R2
支配隻数(隻)	181	187	172	157	164
支配船腹量(トン)	216,602	220,670	200,781	182,501	179,087

3. 旅客船事業

県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が14事業者23航路、旅客不定期航路が21事業者24航路、特定旅客定期航路が1事業者1航路、合計36事業者(実事業者32)48航路となっている。

一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリーが特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。

また、旅客不定期航路は関門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

福岡県内における旅客航路事業者数の推移(長崎県壱岐・対馬を含む)

各年度4月1日現在

	S60	H7	H17	H30	R1	R2
事業者数	24	30	30	28	31	32
定期航路	20	23	24	22	22	23
不定期航路	11	18	21	22	25	24
特定航路	1	3	1	1	1	1

3-①. 旅客・自動車航送の輸送実績

県内航路の令和2年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が249万9千人、旅客不定期航路が2万5千人合計252万4千人で前年度に比べ117万9千人(31.8%)減少となっている。

また、自動車航送実績は、53万6千台で、前年度に比べ8万3千台(13.4%)減少となっている。

一般旅客定期航路における旅客輸送実績の推移(単位:万人)

年度

	H28	H29	H30	R1	R2
長距離航路	41.9	43.1	44.3	40.4	21.1
離島航路	176.0	178.7	187.1	178.6	108.5
その他の航路	75.2	76.4	71.6	69.8	73.9
国庫補助航路	63.8	67.1	69.0	72.7	46.4
合計	356.9	365.3	372.0	361.5	249.9

一般旅客定期航路における車両航送実績の推移(単位:万台)

年度

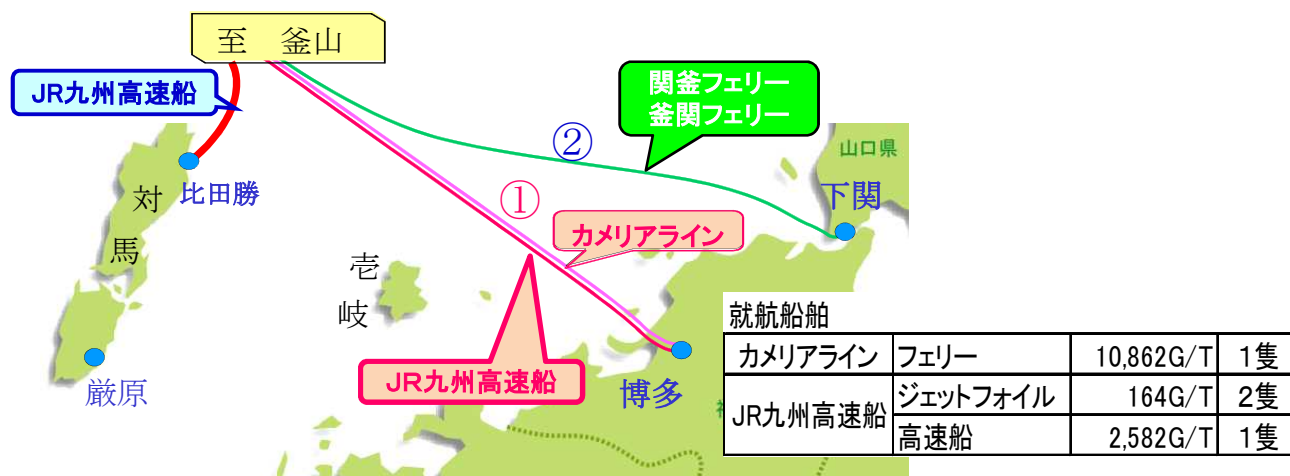
	H28	H29	H30	R1	R2
長距離航路	38.2	40.7	42.1	49.5	43.1
離島航路	6.8	7.0	7.7	11.0	9.5
国庫補助航路	1.0	1.0	1.1	1.4	1.0
合計	46.0	48.7	50.9	61.9	53.6

3-②. 対外旅客定期航路の輸送実績

福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から対外旅客定期航路が充実しており、令和3年12月現在、博多～釜山間を2社（うち、フェリーのみ運航中。）が運航している。

博多と釜山を結ぶ対外旅客定期航路事業の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、その後の日韓の政治、セウォル号沈没事故などの影響により利用者の変動が著しい状況にある。

さらに、平成28年の熊本地震や朝鮮半島情勢の緊迫化、日韓の歴史問題、新型コロナウイルス感染症などの影響により、減少傾向が続いている。令和2年度は、コロナ禍により4月以降、全航路で旅客輸送を停止しているため、旅客輸送実績は0となっている。



博多～韓国間 対外旅客定期航路旅客輸送実績（単位：千人） 年度

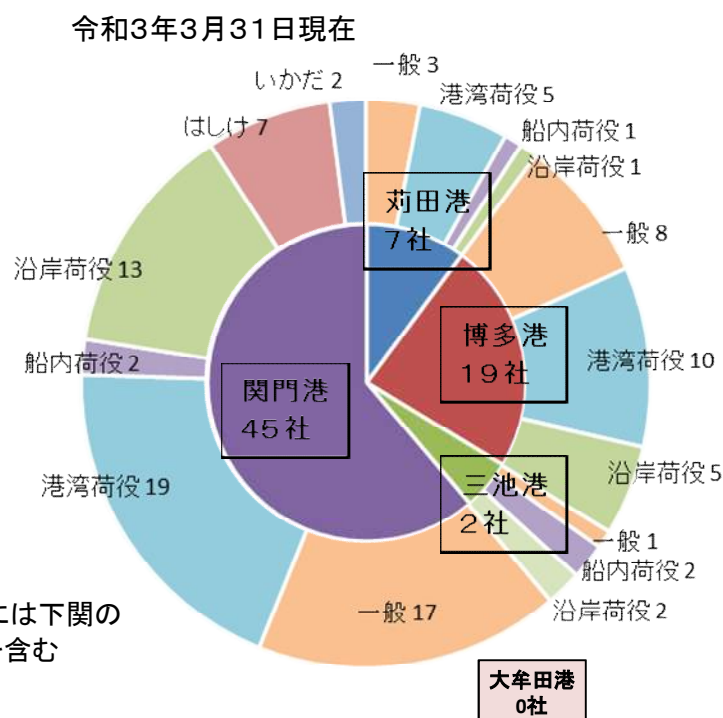
	H28	H29	H30	R1	R2
日本人	118.1	84.3	112.4	82.8	0.0
韓国人	302.1	290.1	230.6	92.7	0.0
その他	11.3	11.6	13.3	12.4	0.0
合計	431.5	386.0	356.3	187.9	0.0

4. 港湾運送事業

県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、令和3年3月31日現在、実事業者数は66社であり、港別の事業者数は右表の示すとおりとなっている。なお、港湾運送事業者の規模は66社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は46社となっており、大半が小規模事業者である。

※ 上記事業者の他に鑑定事業者1社

※ 関門港には下関の事業者を含む

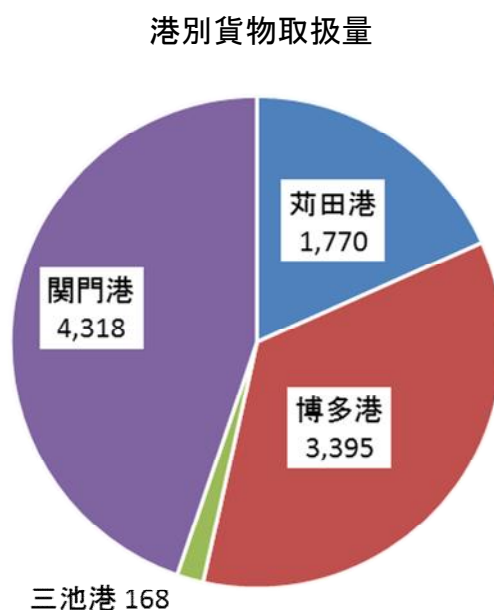
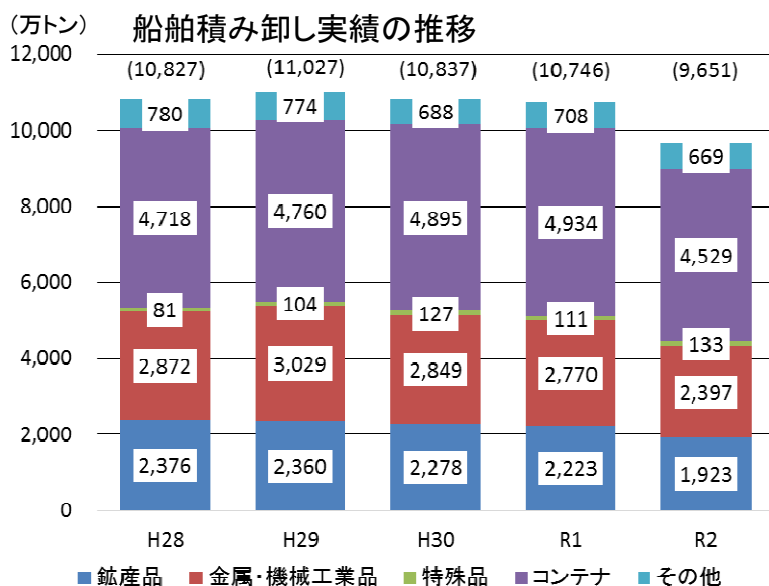


4ー①.港湾荷役実績

県内の港湾運送指定港湾の令和2年度の港湾荷役実績は、9,651万トンで、前年度に比べ1,095万トン(10.2%)減少した。

主要取扱貨物は、コンテナ(タイヤ、雑貨類)、金属・機械工業品、鉱産品、特殊品であり、中でもコンテナが、全取扱量の46.9%を占めている。

関門港、博多港においては、近年の著しいコンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、ひびき地区やアイランドシティ地区において港湾及び関連施設の整備が進められている。



5. 海事産業次世代人材育成事業

九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため海事施設見学会等により広報活動を強力に推進している。

令和2年度の実施した海事産業次世代人材育成事業については、新型コロナウイルス感染の拡大防止と参加者の安全を第一とし、例年実施している福岡県内の小・中学校の児童・生徒及び中学校社会科教諭等を対象にした海事施設見学会を含む全ての事業を中止した。

○ 海事産業次世代人材育成事業の様子



物流施設の説明を受ける小学生



造船所施設を見学する中学生

【造船業】

県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

【船用工業】

県内の事業者数は31者で、ほとんどが小規模事業者である。

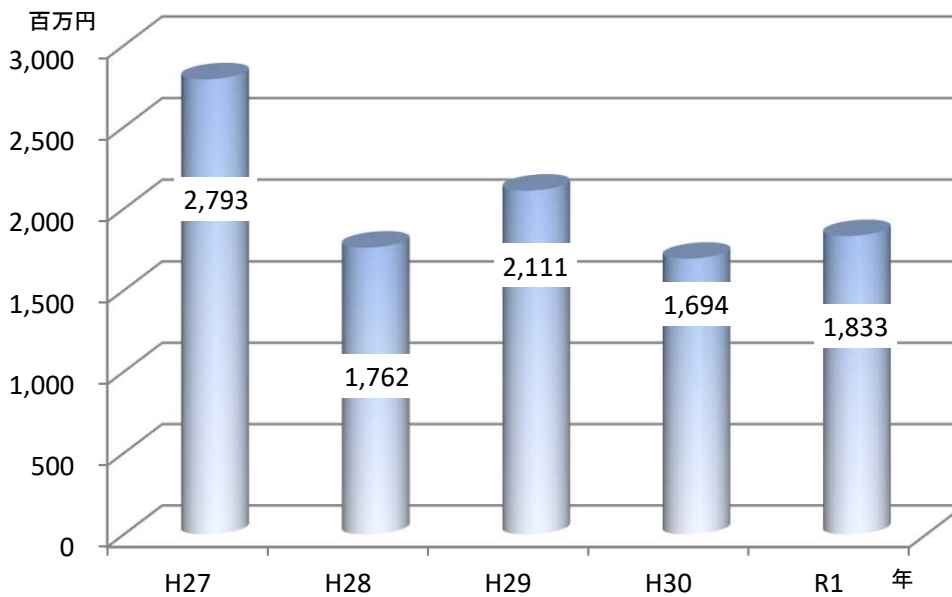
県船用工業の生産高は、令和1年は1,833百万円で、前年に比べて139百万円(8.2%)増加した。

○船用工業事業者数（令和3年4月1日現在）

船用内燃機関修理 17	船用補助機械 製造 4	軸系及びプロペラ 修理 1	航海用機器類 修理 2	ぎ装品製造 4	ぎ装品修理 2	部分品・ 付属品 製造 1
----------------	-------------------	---------------------	-------------------	------------	------------	------------------------

※ 長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

○船用工業生産高の推移



※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

船舶登録の概況

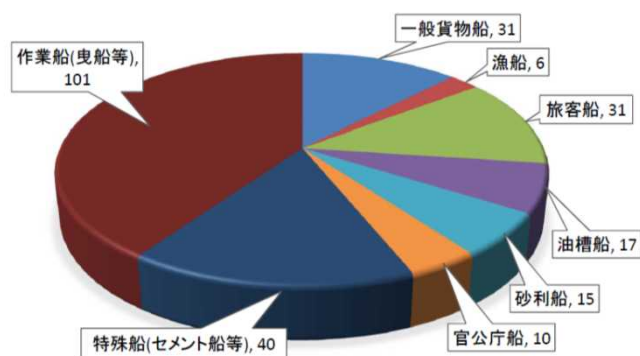
船舶担当

令和3年12月31日現在、福岡県内(市及び町)に船籍港を定める船舶の隻数は251隻、合計トン数は430,358.34トンである。用途別の隻数は、作業船(曳船ほか)が101隻と最も多く、次に特殊船(セメント専用船ほか)40隻、旅客船31隻、一般貨物船31隻、油槽船17隻、砂利船15隻、官庁船10隻、漁船6隻となっている。

また、トン数階層別の隻数では、100トン以上1000トン未満が160隻と最も多く、次に20トン以上100トン未満56隻、1000トン以上10000トン未満27隻、10000トン以上8隻となっている。

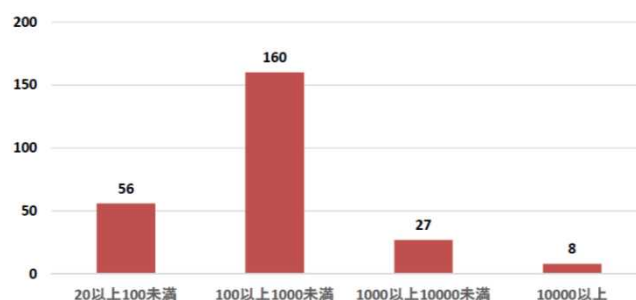
福岡県の特徴として、博多地区は旅客船、若松地区はセメント専用船、門司地区は曳船が多く在籍している。

用途別在籍船舶隻数



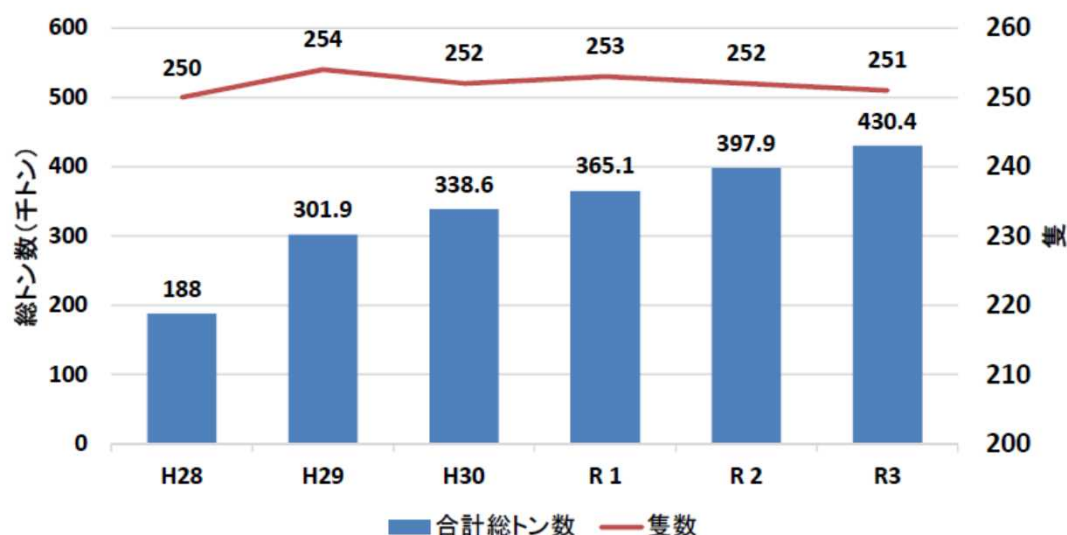
令和3年12月31日現在

トン数階層別在籍船舶隻数



令和3年12月31日現在

在籍船舶の推移



各年12月31日現在

モーターボート競走の概況

船舶担当

福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場、若松競走場の3場があり、直営の場外発売場は10ヶ所である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、無観客開催等本場及び場外発売場は厳しい状況であったが、電話投票の飛躍的な売上げ上昇により、売上額、利用者数は前年度を大幅に上回った。各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

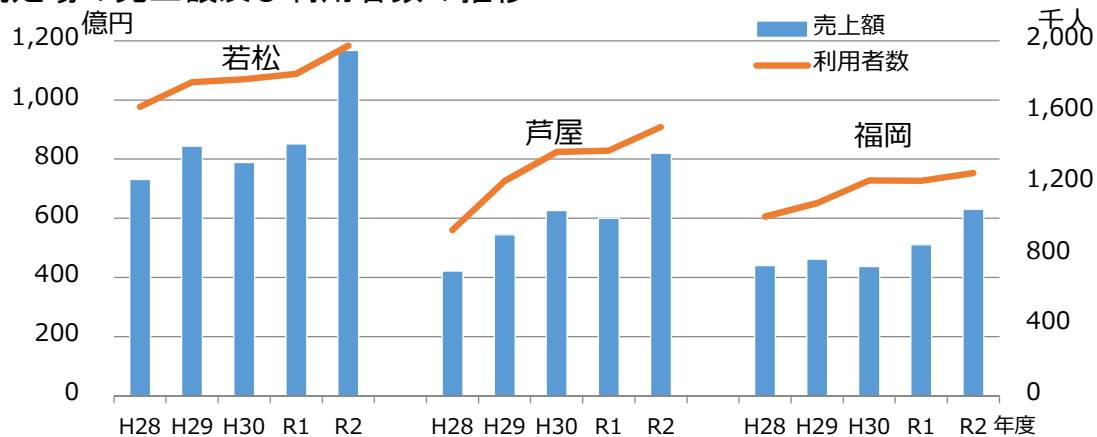
1. 競走場の概要

令和3年4月1日現在

競走場名	施行者名	R2年度開催日数	施行者指定年月日	場外発売場
福岡競走場	福岡市	168	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	198	昭和27年10月18日	ポートピア勝山 ポートピア高城 ポートピア金峰 ミニポートピア天文館 ミニポートピア日向 ミニポートピア嘉麻 ミニポートピア宮崎 オラレ日南 ポートレースチケットショップ加治木 ミニポートピア北九州メディアドーム
若松競走場	北九州市	168	昭和28年10月18日	
	中間市行橋市競艇組合	24	※昭和44年4月1日	

※初回指定年月日で、期限付きで指定を受けている。

2. 競走場の売上額及び利用者数の推移



(単位: 売上額 百万円、利用者数 万人)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
若松	売上額	73,070	84,364	78,888	85,118	116,776
	利用者数	16,284	17,673	17,828	18,147	19,732
芦屋	売上額	42,135	54,343	62,617	59,364	82,017
	利用者数	9,345	12,098	13,740	13,806	15,137
福岡	売上額	44,000	46,122	43,733	51,043	63,075
	利用者数	10,086	10,858	12,137	12,112	12,555
県内計	売上額	159,205	184,829	185,238	196,145	261,868
	利用者数	35,715	40,629	43,705	44,064	47,424
全国計	売上額	1,111,151	1,237,881	1,372,793	1,543,492	2,095,142
	利用者数	253,135	292,215	329,950	349,494	378,217

資料: 一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売・電話投票・場外発売の各利用者数を加えた数である。

船舶検査業務の概況

船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

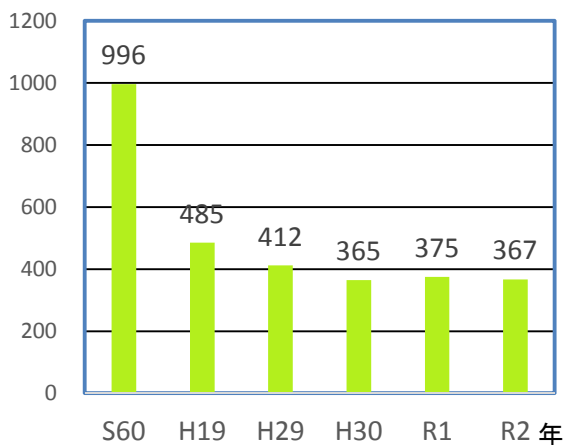
船員関係業務の概況

船員担当

令和2年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は367事業者、船舶数は666隻、船員数は2,807人である。（予備船員は除く）

また、船員の船種別構成については、汽船船員が42%、漁船船員が15.4%、その他の船員が42.6%となっている。（その他とは官庁船、引き船、作業船等をいう。）

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移 (各年10月1日現在)



2. 福岡県内船員等の推移 (各年10月1日現在)

単位:人

	S60年	H19年	H29年	H30年	R1年	R2年
汽船	2,408	1,456	1,370	1,213	1,270	1,178
漁船	3,958	616	521	477	553	434
その他	1,465	1,137	1,095	1,114	1,055	1,195
計	7,831	3,209	2,986	2,804	2,878	2,807
船舶隻数	1,609	839	732	740	680	666

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

3. 福岡県内の船員法に基づく各種資格認定等の推移(証印関係分)

単位:件

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
航海当直部員(甲板機関)	9	6	5	1	15
航海当直部員(甲板)	91	90	123	119	90
航海当直部員(機関)	57	47	59	69	31
タンカー危険物取扱責任者	112	88	72	105	99
RORO旅客船の要件確認	34	27	93	19	12
計	303	258	352	313	247

船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- ・ 県内の令和元年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上 の休業を要した災害と疾病について集計したものである。
- ・ 実数でみると災害は16人、疾病は17人であった。千人率でみると災害は5.6、疾病は5.9であった。
- ・ (千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率、その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう。)

1. 災害発生状況の推移

単位:人

年度

	H27年		H28年		H29年		H30年		R1年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	13	9.8	11	8.3	14	10.2	14	11.5	10	7.9
漁船	9	31.3	2	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	10	8.7	4	3.5	6	5.5	2	1.8	6	5.7
計	32	11.6	17	5.7	20	6.7	16	5.7	16	5.6

2. 疾病発生状況の推移

単位:人

年度

	H27年		H28年		H29年		H30年		R1年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	11	8.3	17	12.8	12	8.8	17	14.0	12	9.4
漁船	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	9	7.9	7	6.2	11	10.0	4	3.6	5	4.7
計	20	7.3	24	8.1	23	7.7	21	7.5	17	5.9

3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移

単位:人

年度

	H27年		H28年		H29年		H30年		R1年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	24	18.2	28	21.1	26	19.0	31	25.6	22	17.3
漁船	9	31.3	2	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	19	16.6	11	9.7	17	15.5	6	5.4	11	10.4
計	52	18.9	41	13.8	43	14.4	37	13.2	33	11.5

一部長崎県(香嶽・対馬)を含む

海技資格及び水先関係業務の概況

船員担当

1. 海技士免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
免許	532	684	669	601	537
更新	651	588	397	661	698
再交付	112	96	55	91	82
訂正	29	41	28	45	31
限定解除	474	208	88	226	194

2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
免許	4,777	4,920	5,510	6,017	8,242
更新	10,376	11,845	9,523	11,652	10,547
再交付	1,745	1,736	1,447	1,886	2,156
訂正	71	91	54	79	113

3. 水先法航海実歴認定件数の推移

単位: 件	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
認定件数	37	41	31	37	30

船員職業安定関係業務の概況

船員担当

県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、令和2年度は、新規求人数及び成立数は増加し、新規求職数は減少した。

また、県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

1. 船員職業紹介実績の推移

単位: 件	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
求人申込数	571	558	567	696	728
求職申込数	325	300	268	313	305
成立	43	61	45	48	60

2. 船員失業保険金支給実績の推移

	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
支給金額(10万円)	151.7	73.8	107.7	12.4	119.9
受給者実数(人)	110	47	69	85	79
支給件数(件)	126	50	83	100	92
年度末受給者数	6	2	4	4	7

運航労務監理官とは、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法・内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入検査業務

なお、福岡県内では、九州運輸局に11人、福岡運輸支局（門司港庁舎）に2人、若松海事事務所2人計3ヶ所15人の運航労務監理官が配置されている。

船舶（事業場）監査状況の推移（福岡県）

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移

年度

	H28	H29	H30	R1	R2
監査延日数（日）	362	450	464	444	270
監査船員数（人）	1,418	1,189	1,418	1,382	1,069
監査船舶数（隻）	204	223	237	221	184

2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移

年度

	H28	H29	H30	R1	R2
違反船舶数（隻）	13	14	9	3	8
違反件数（件）	18	19	12	4	9
勧告船舶数（隻）	3	11	6	8	2
勧告件数（件）	6	17	7	8	3

船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国もある。1970年代に増加した、税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く便宜置籍船の船籍国の多くは、前述した責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）の増加の最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。

外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として船舶へ訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施している。検査において発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。

福岡県では、九州運輸局（本局）に外国船舶監督官6名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に外国船舶監督官3名が配置されている。

また、若松海事事務所には外国船舶監督官が未配置であるため、運航労務監理官2名が外国船舶監督業務を担当している。

PSC実施隻数・欠陥隻数の推移

	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
PSC実施隻数	287	327	335	346	166
欠陥隻数	211	237	238	242	81



書類検査



船内巡視（機関室）

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内に4箇所の事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、また、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

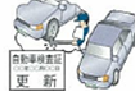
また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 新規検査	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 継続検査	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査 (同法第62条)	● 保安コース
 構造等変更検査	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査 (同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 街頭検査	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査 (同法第100条)	———

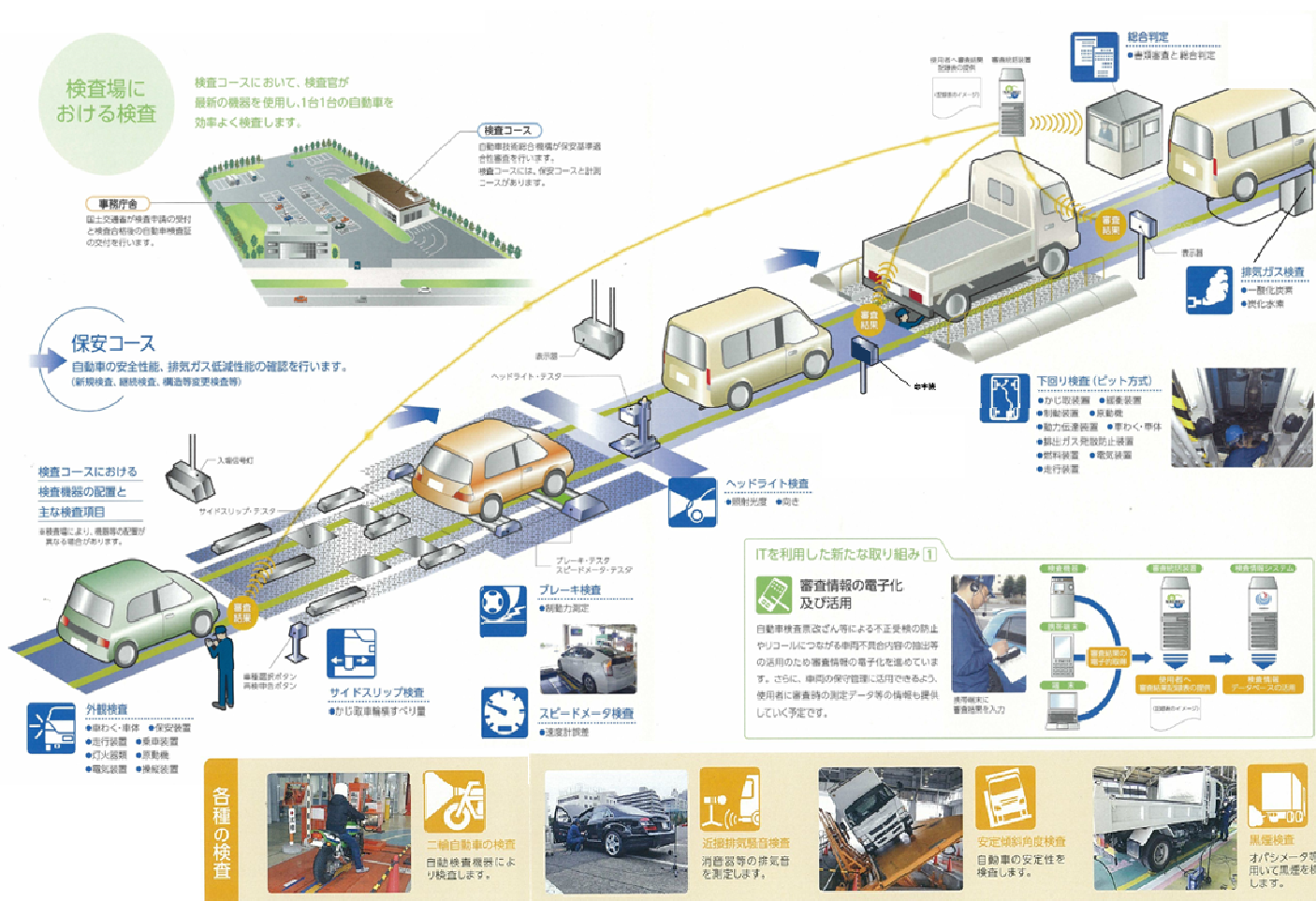
自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担っています

自動車検査の流れと業務の分担



各事務所車検場での検査



街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。

整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の担当官が整備命令の発令等を行います。

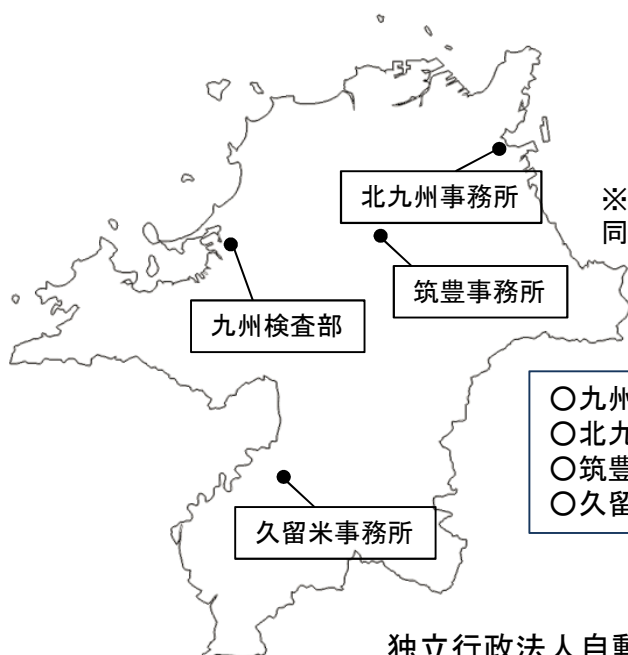


不正改造車の使用等が多いと想定される地域での特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や『初日の出暴走』など、不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と同一場所に所在しています。

- 九州検査部 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40
- 北九州事務所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1
- 筑豊事務所 〒820-0115 飯塚市仁保23-29
- 久留米事務所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ
<http://www.naltec.go.jp/>

福岡運輸支局等の概況

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う。
福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送法監理事務所)
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。
各県庁所在地に道路運送管理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送監理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)
昭和24年8月1日、陸運局分室を廃止し地方自治法付則第4項により、陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所の庁舎・車検場を「小倉南区新曾根」に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)
久留米市上津町に久留米支所を開設し8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)
道路運送法等の一部を改正することにより陸運事務所・支所は陸運支局及び自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)
嘉穂郡庄内町(現 飯塚市)に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、「国土交通省」となった。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行した。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行した。

福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

昭和18年11月	官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
昭和19年6月	博多支局を福岡支局と改称。
昭和20年5月	官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和21年2月	福岡飛行場出張所を廃止。
昭和21年6月	官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。 福岡支局博多港駅出張所を廃止。
昭和22年4月	官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
昭和23年5月	官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
昭和24年1月	官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
昭和24年6月	運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
昭和26年6月	厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
昭和27年8月	運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
昭和31年1月	福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
昭和41年4月	福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
昭和46年4月	厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」と改称。
平成9年4月	外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
平成13年1月	中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
平成14年7月	地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
平成15年4月	三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
平成16年3月	福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
平成18年7月	「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
平成18年8月	支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

若松海事事務所の沿革

昭和10年9月	熊本通信局海事部若松出張所が開設された。
昭和16年2月	官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管された。
昭和18年11月	官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となった。
昭和20年2月	門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称された。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和20年11月	九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となった。
昭和21年6月	若松支局に昇格した。
昭和23年5月	官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管された。
昭和23年12月	船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
昭和24年1月	官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管された。
昭和24年4月	八幡市、戸畑市にそれぞれ分室が設置された。
昭和24年6月	八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)した。
昭和26年6月	八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となった。
昭和27年8月	運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管された。 また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称した。
昭和31年1月	戸畑分室が出張所に昇格した。
昭和37年1月	戸畑新港分室が設置された。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置された。
昭和46年4月	運輸省設置法の一部改正により、戸畑・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畑新港分室が廃止された。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州運輸局若松海運支局と改称された。
平成13年1月	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となった。
平成14年7月	国土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となった。
平成18年7月	運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

福岡運輸支局等の主な業務内容

福岡運輸支局(本庁舎)

企画調整部門

運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。
地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。

総務企画部門

総務、人事、会計に関すること。
倉庫業に関すること。
防災・危機管理に関すること。

輸送部門

自動車運送事業に関すること。

監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

検査整備保安部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール対策、
街頭検査に関すること。

登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

福岡運輸支局(門司港庁舎)

運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。

船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

北九州、久留米、筑豊 自動車検査登録事務所

自動車の検査・登録事務に関すること。

若松海事事務所

監理・運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。
船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。
外国船舶監督のうち船員に関すること。

管轄区域

福岡運輸支局（本庁舎）

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潨郡、八女郡及び長崎県のうち対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

福岡運輸支局（門司港庁舎）

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

久留米自動車検査登録事務所

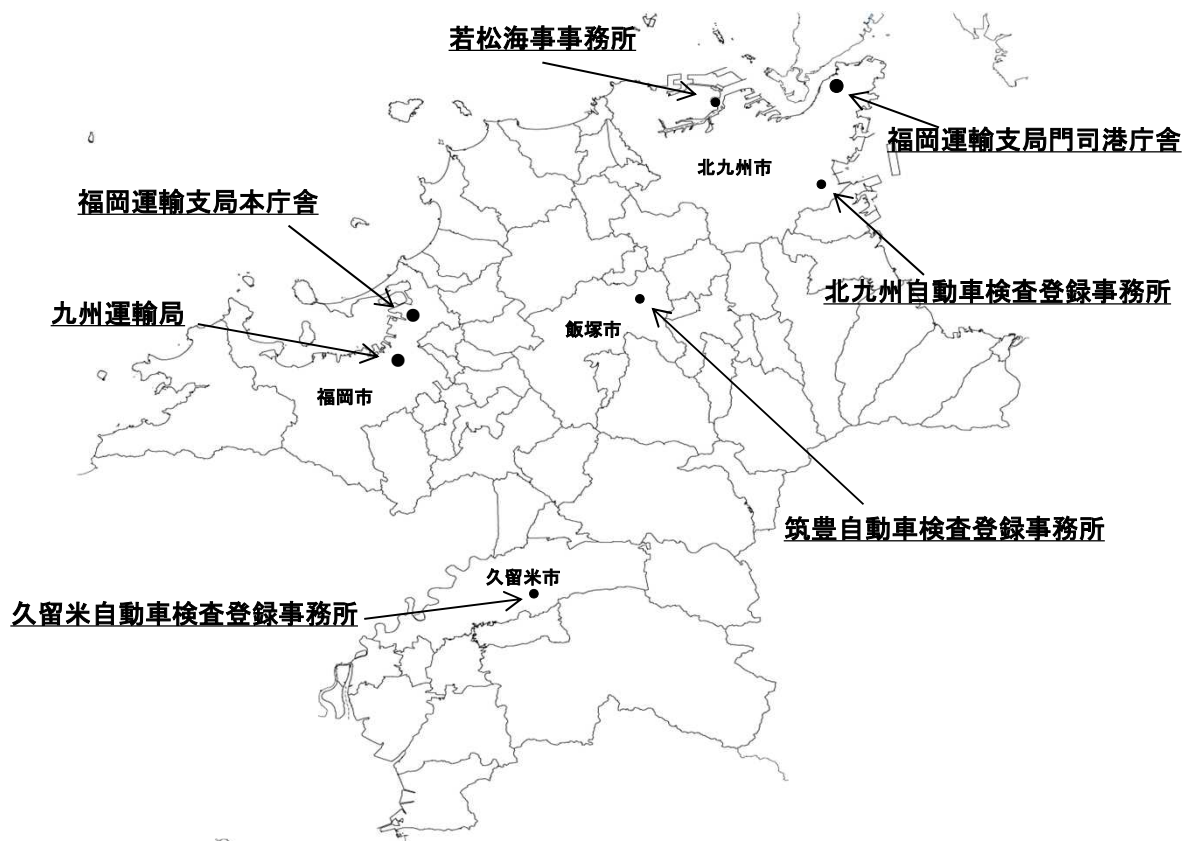
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潨郡、八女郡
-------------------	--

筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号
 電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196
 登録コールセンター 050(5540)2078
 FAX (1階) 092(673)1197 (2階) 092(681)8090

九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階
 電 話 代表 093(322)2700 FAX 093(322)2711

九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4番1号
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2079
 FAX 093(472)6451

九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号
 電 話 登録・検査コールセンター 050(5540)2080
 FAX 0948(82)3729

九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2081 検査関係 0942(21)9291
 FAX 0942(22)3085

九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎
 電 話 代表 093(751)8111 FAX 093(751)5382